

# 二宮町地域福祉計画

人と暮らし、誰もがいきいきと  
豊かに暮らせる町 へのみや



平成 29 年 3 月

二宮町



## はじめに

当町においては、この度すべての町民が安心して地域で生活することができるように、地域の助け合いによる福祉の推進を目指し、平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間の計画期間とした「二宮町地域福祉計画」を策定いたしました。

近年の社会情勢を見ますと、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

こうしたことから、本計画では、第 5 次二宮町総合計画を踏まえたうえで、「人と暮らし、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町 へのみや」を基本理念とし、4 つの基本目標を掲げ、具体的な取り組みをあげております。また、現在定められている、福祉に関わる計画である諸計画に併せて、地域包括ケアシステムに関しても含めた中で、「自助・互助・共助・公助」の役割分担の明確化を行い、町民の理解を深め事業を推進していくために、町の福祉行政の運営方針に加えて、町民、団体・事業者、町社会福祉協議会などにおける地域福祉活動方針をそれぞれ整理して示したものにしております。

今後は、助け合い・支え合いのできる理想の地域に近づけていくために、行政の取り組みに加え、地域で生活している町民の皆様のご協力を得ながら、地域福祉活動の進展を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ関係機関の皆様、並びにアンケート調査等を通じてご協力をいただきました多くの町民の皆様や各団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

二宮町長 村田 邦子



## 目 次

I	計画の策定にあたって	1
第1節	地域福祉の推進に向けて	1
(1)	地域福祉とは	1
(2)	地域福祉を進めるための「自助」「互助・共助」「公助」の視点	2
第2節	計画策定の背景	3
(1)	国の動き	3
(2)	県の動き	3
第3節	計画の位置付け	4
(1)	法的根拠	4
(2)	他計画との関連	5
(3)	地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付け	6
第4節	計画の期間	7
第5節	計画の対象	7
II	二宮町の地域福祉を取り巻く現状と課題	8
第1節	統計からみる現状	8
(1)	人口の状況	8
(2)	支援が必要な人の状況	9
第2節	町民意識アンケート結果からみる現状	12
(1)	実施概要	12
(2)	調査結果	12
第3節	地区懇談会結果からみる現状	20
(1)	実施概要	20
(2)	地区懇談会で挙げられた主な課題	21
第4節	二宮町の地域福祉をめぐる主な課題	22
III	計画の基本的な考え方	24
第1節	計画の理念	24
第2節	計画の体系	25

IV	具体的な取り組みの展開.....	26
	基本目標1 地域を支える人づくり.....	26
	(1) 福祉意識の醸成.....	26
	(2) 人材の育成と活用.....	28
	(3) ボランティア活動の活性化.....	30
	基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり.....	33
	(1) 地域コミュニティの形成.....	33
	(2) 交流の場や機会の充実.....	35
	(3) 防災・防犯体制の充実.....	37
	基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり.....	40
	(1) 生活環境の整備.....	40
	(2) 健康づくり・生きがいの推進.....	43
	(3) 生活困窮者の支援.....	46
	基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり.....	48
	(1) 相談体制の充実.....	48
	(2) 情報提供の充実.....	50
	(3) 福祉サービスの充実.....	52
	(4) 地域福祉ネットワークの構築.....	54
V	計画の推進体制.....	57
	第1節 計画の推進.....	57
	(1) 計画の普及啓発.....	57
	(2) 連携・協力による計画の推進.....	57
	(3) 町と町社協の連携.....	57
	第2節 計画の進行管理.....	58
	資料編.....	59
	1 二宮町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	59
	2 二宮町地域福祉計画策定委員会 委員名簿.....	61
	3 用語解説.....	62

# I 計画の策定にあたって

## 第1節 地域福祉の推進に向けて

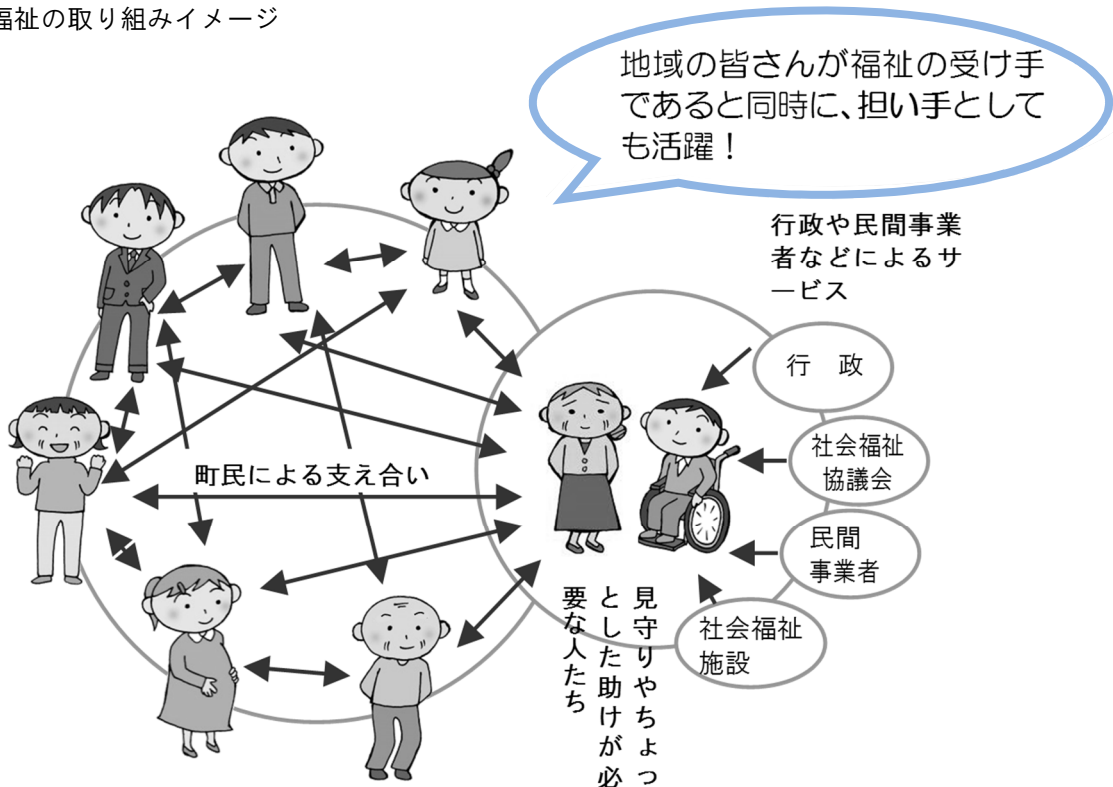
### (1) 地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべることが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日ごろの生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とする時があります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

地域で支援を必要とするあらゆる町民に対する助け合い、支え合いができていく地域を目指し、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、町民・団体、事業者、二宮町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）等が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

◇地域福祉の取り組みイメージ

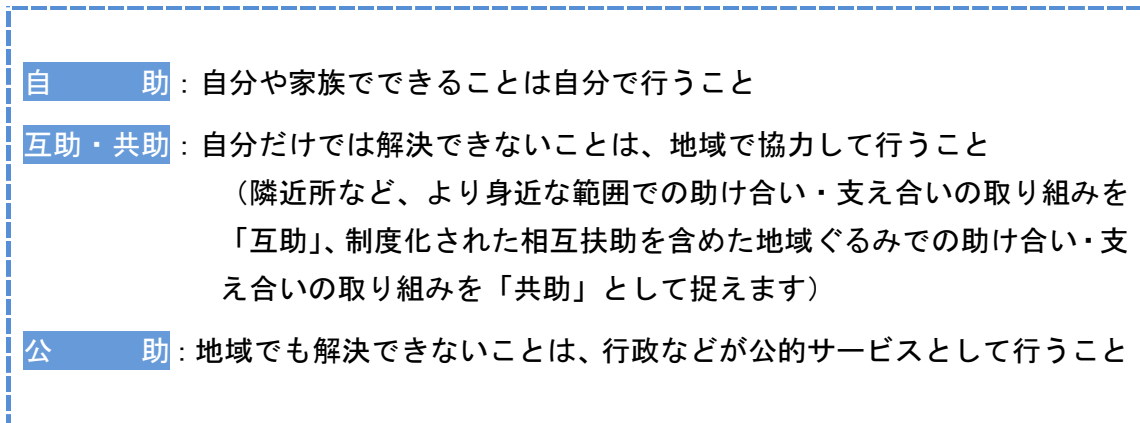


## (2) 地域福祉を進めるための「自助」「互助・共助」「公助」の視点

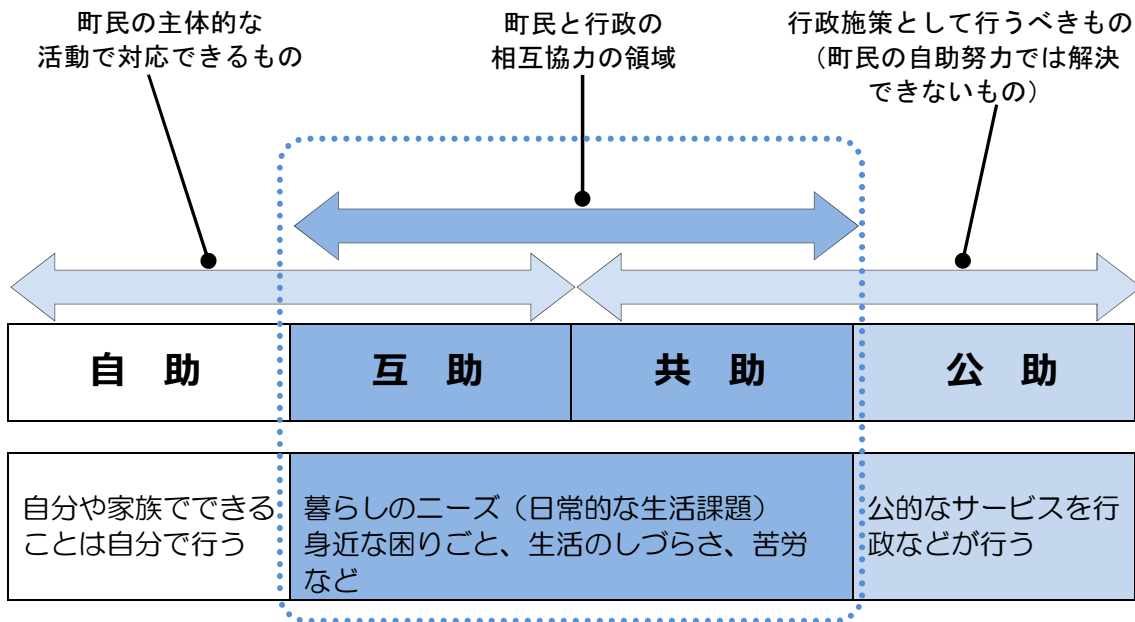
地域福祉を推進するためには、町民、団体、事業者、町社協、町（行政）などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の視点を組み合わせ、重層的に取り組みを推進することが重要となります。

### ◇地域福祉を進めるための視点



### ◇「自助」「互助・共助」「公助」の関係性



### 新たな助け合い・支え合い

助け合い・支え合いの取り組みを地域で協力して行う



## 第2節 計画策定の背景

### (1) 国の動き

これまでの国の動きとして、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、「地域福祉の推進」の必要性が明記されるとともに、市町村は、住民などの参画による地域福祉計画の策定に努めるよう求められました。また、平成19年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、災害時等における要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。そして、平成20年には「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示されました。

近年では、「無縁社会」や「社会的孤立」というキーワードが出てきており、住宅街の中で孤立死が発生するなど地域コミュニティのあり方が問われる問題が発生しています。また、社会的に孤立する人の中には生活困窮であるケースも少なくないということから、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援と地域のつながりを保持できる取り組みが重要とされています。

### (2) 県の動き

神奈川県は、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成26年度に「神奈川県地域福祉支援計画（平成27年度から平成31年度）」を改定し、“誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～”を基本目標に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

## 第3節 計画の位置付け

### (1) 法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けるものです。

#### 【社会福祉法（抜粋）】（平成15年4月施行、平成23年8月一部改正）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### （市町村地域福祉計画）

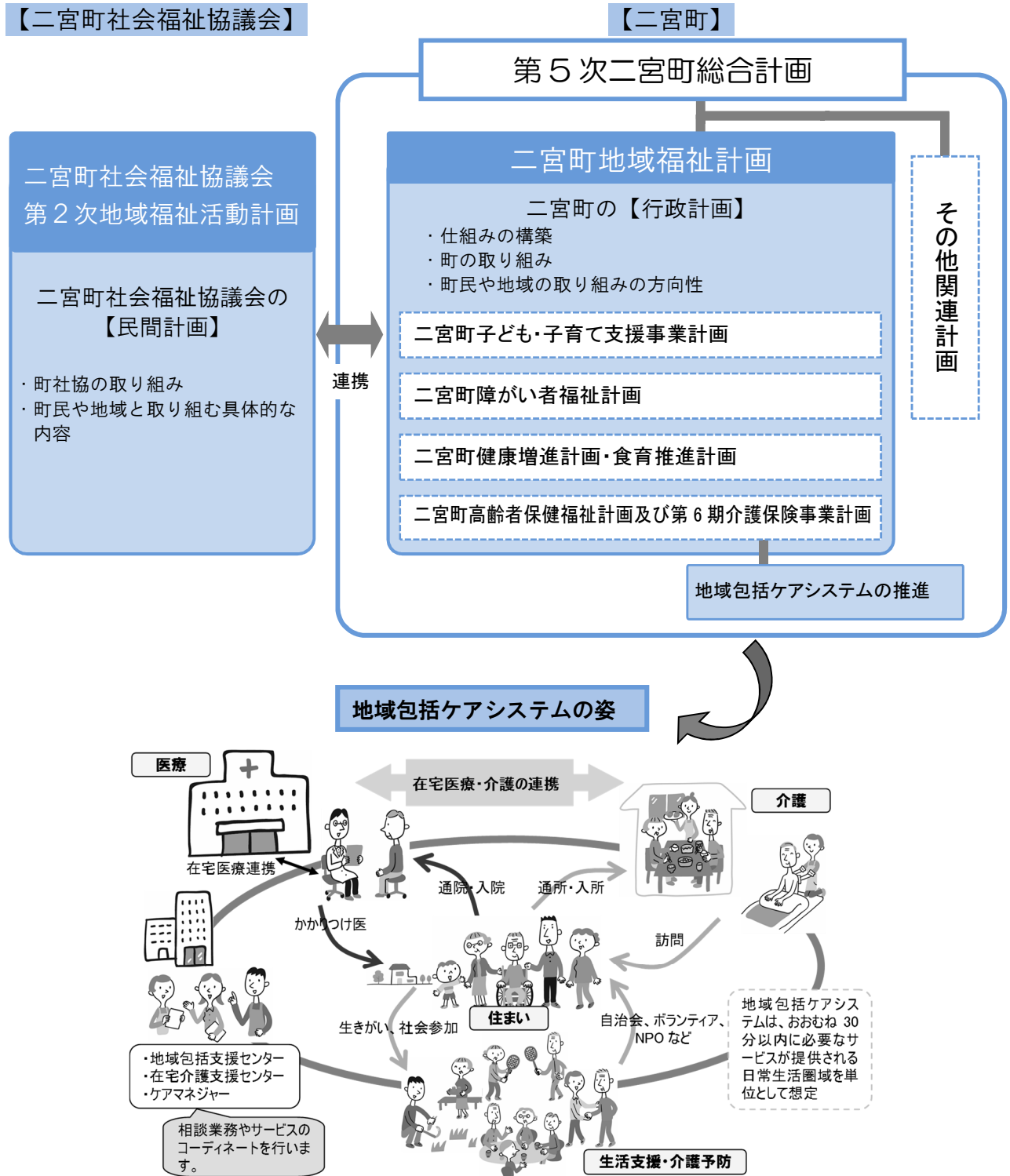
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## (2) 他計画との関連

「二宮町地域福祉計画」は、町の「第5次二宮町総合計画」に基づく個別計画として、福祉に関する町の諸計画や、町社協が策定する「二宮町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画」と連携をとって策定します。本計画の策定にあたっては、町の関連計画との整合を図るとともに、国が介護保険制度の中で推進している「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくりについても見据えていきます。

◇「二宮町地域福祉計画」の位置付け



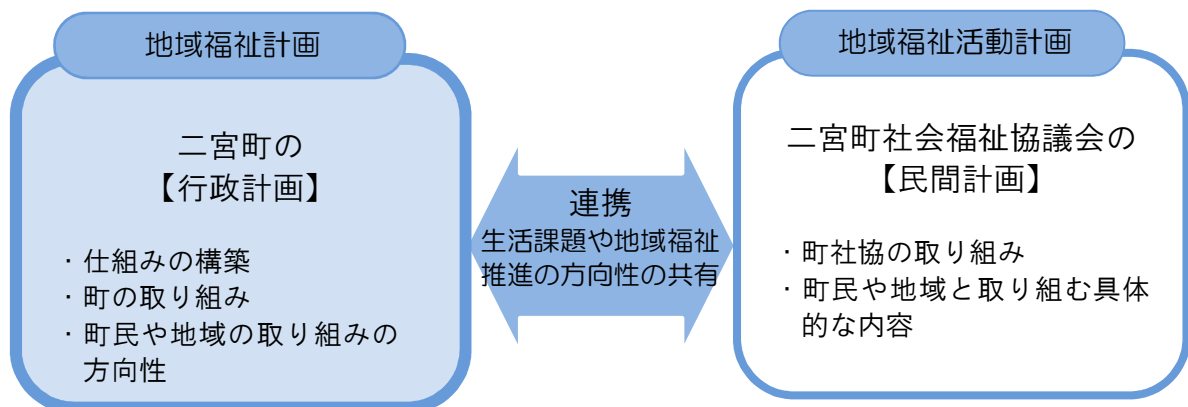
### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付け

「二宮町地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、二宮町として地域福祉を推進するうえでの「理念」と「仕組み」を定めるものです。

また、それらの理念や仕組みをもとに、実現に向けての具体的な活動内容を考える計画が、町社協の策定する「二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画」です。

この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」とが一体となって、二宮町の地域福祉を推進していきます。

◇「二宮町地域福祉計画」と「二宮町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の位置付け



## 第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成34年度までの6か年とします。なお、社会情勢の変化等により、計画期間の途中であっても見直しを行う場合があります。

◇計画の期間

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
二宮町					二宮町地域福祉計画					
二宮町 社会福祉協議会	二宮町社会福祉協議会 地域福祉活動計画				二宮町社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画					

## 第5節 計画の対象

本計画の対象者は、これまでの個別計画のように特定の人だけではなく、二宮町に住むすべての町民となります。

その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその人の家族、子育て中の人はもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、団体や事業者などを含めた地域に暮らすすべての人が対象となります。

## Ⅱ 二宮町の地域福祉を取り巻く現状と課題

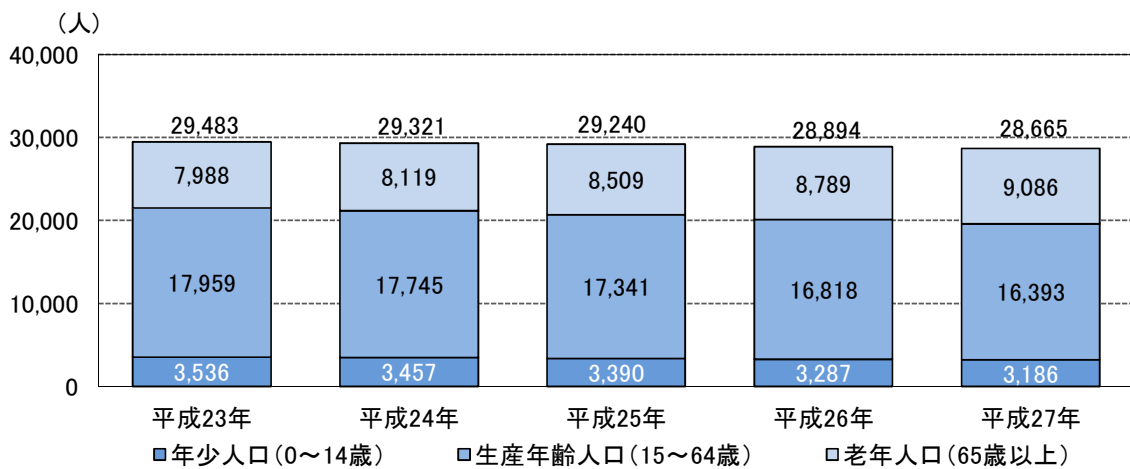
### 第1節 統計からみる現状

#### (1) 人口の状況

##### ①人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、平成23年以降、総人口は減少しています。内訳としては、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、老年人口は増加しています。

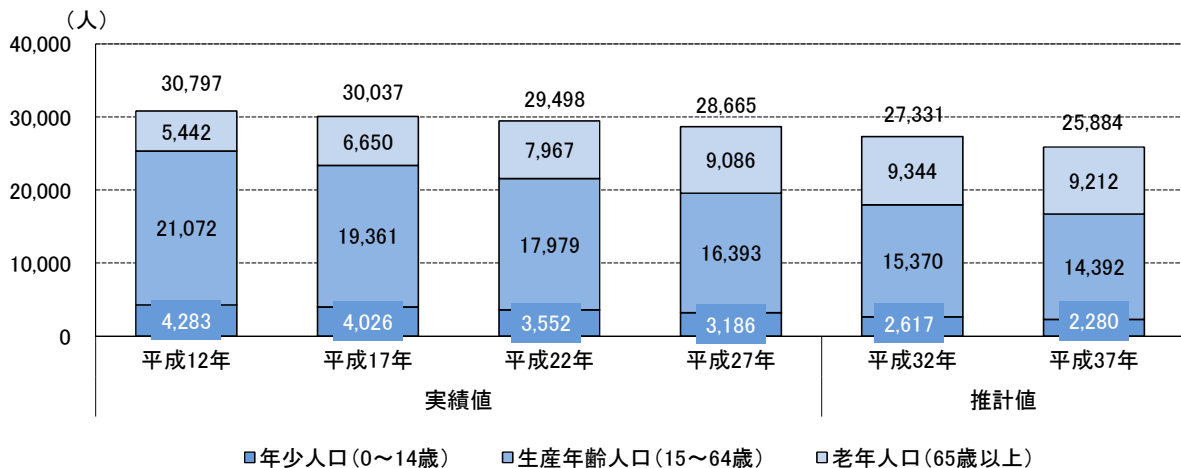
◇年齢3区分別人口の推移



資料：企画政策課(神奈川県年齢別人口統計調査(各年1月1日現在))

年齢3区分別人口の推移(推計)をみると、今後も人口減少の傾向が見込まれています。内訳としては、平成37年には生産年齢人口が平成12年と比べて約7割に減少する一方で、老年人口は、平成37年には平成12年と比べて約1.7倍に増加することが見込まれます。

◇年齢3区分別人口の推移(推計)



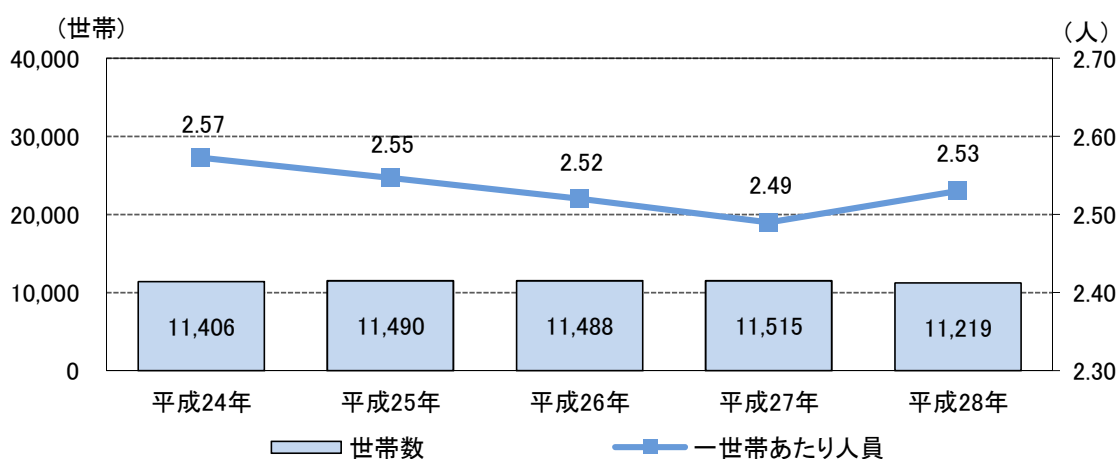
資料：平成12~22年は国勢調査、平成27年は神奈川県年齢別人口統計調査、平成32・37年は国立社会保障・人口問題研究所

## ②世帯数の推移

世帯数は平成 24 年以降、概ね増加傾向となっていました。平成 28 年には減少し、平成 28 年には 11,219 世帯となっています。

一世帯あたり人員は、平成 24 年以降一貫して減少していましたが、平成 28 年には増加しています。

◇世帯数と一世帯あたり人員の推移



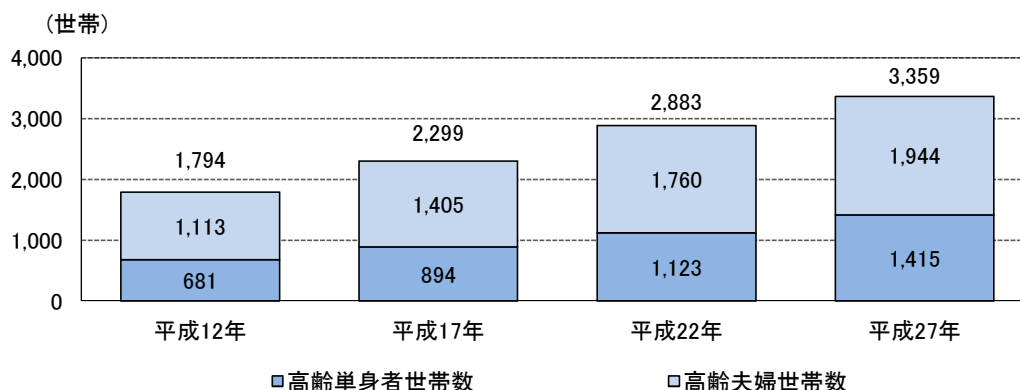
資料：企画政策課(神奈川県人口統計調査(各年 1 月 1 日現在))

## (2) 支援が必要な人の状況

### ①高齢者のみ世帯の状況

高齢単身者世帯（一人暮らし世帯）と高齢者夫婦のみで暮らす高齢夫婦世帯は、ともに平成 12 年以降増加を続けており、高齢単身者世帯と高齢夫婦世帯の合計は、平成 27 年には 3,359 世帯と、平成 12 年と比べて約 1.9 倍となっています。

◇高齢者のみ世帯の推移



資料：国勢調査

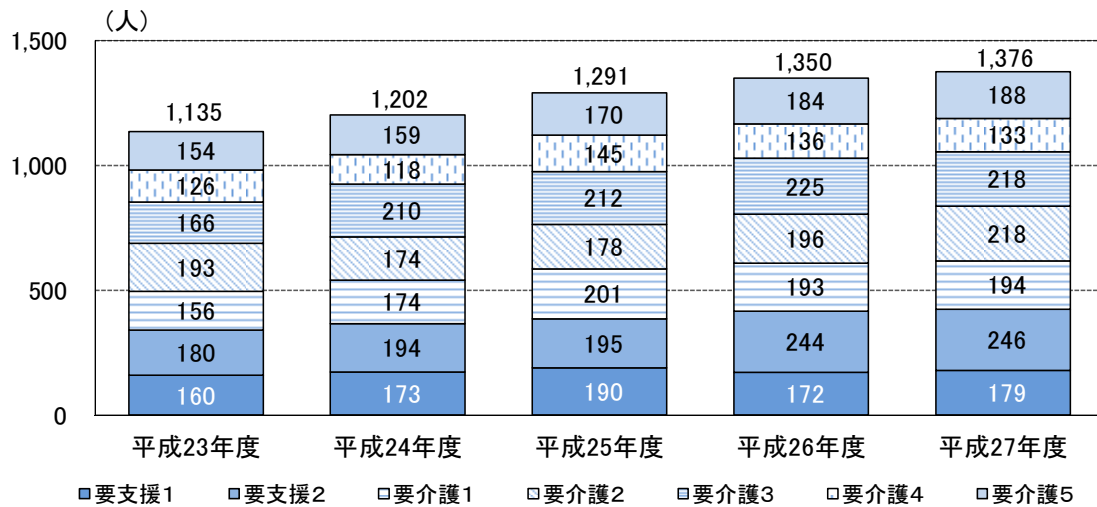
※高齢単身者世帯は、65 歳以上の者一人のみの一般世帯を示している。

高齢夫婦世帯は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯を示している。

## ②要介護・要支援認定者の状況

要介護・要支援認定者数は過去5年間で約1.2倍に増加しています。

### ◇要介護・要支援認定者の推移

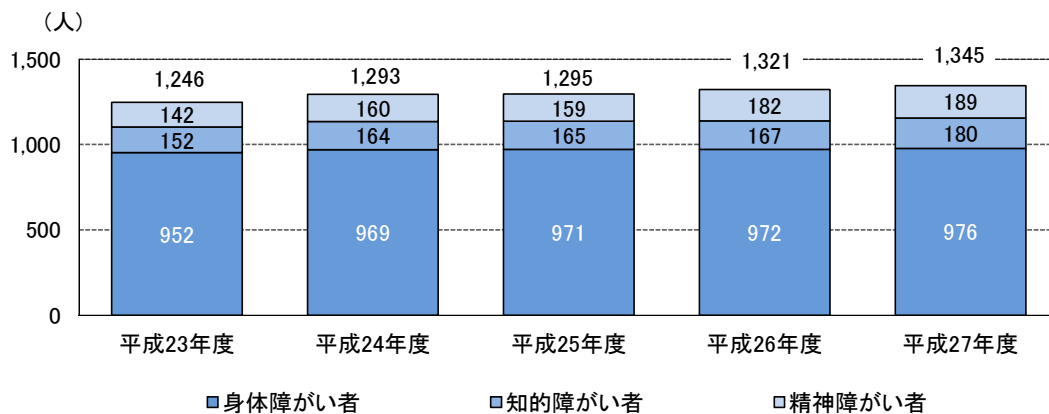


資料：介護保険事業状況報告（10月報告分）

## ③障がい者の状況

障がい別対象者数の推移をみると、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者すべてについて、増加傾向にあります。

### ◇障がい別対象者数の推移



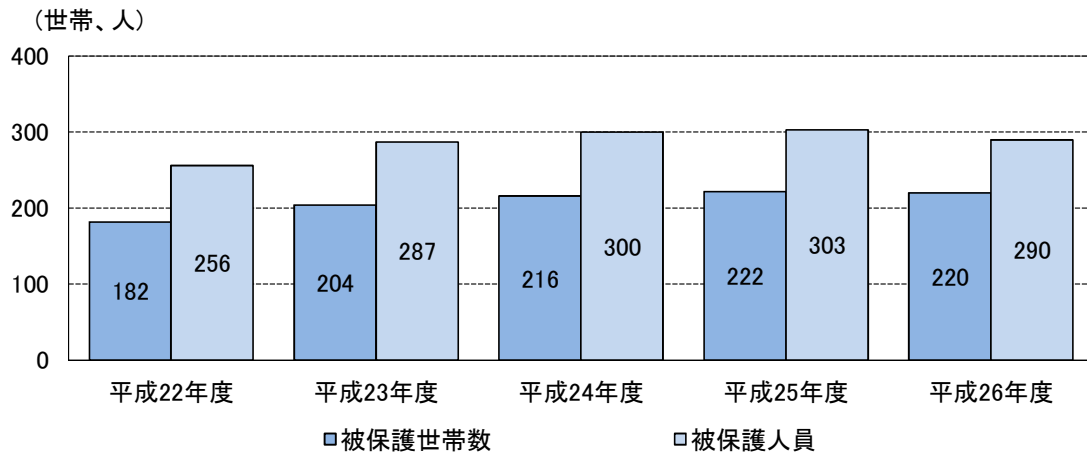
資料：福祉課（各年4月1日）



#### ④生活保護の状況

生活保護の状況をみると、平成 22 年度以降、被保護世帯数は増加傾向にあり、平成 26 年度には平成 22 年度と比べて約 1.2 倍となっています。被保護人員は平成 22 年度から 25 年度までは増加していましたが、平成 26 年度は減少しています。

◇被生活保護世帯数及び被生活保護人員の推移

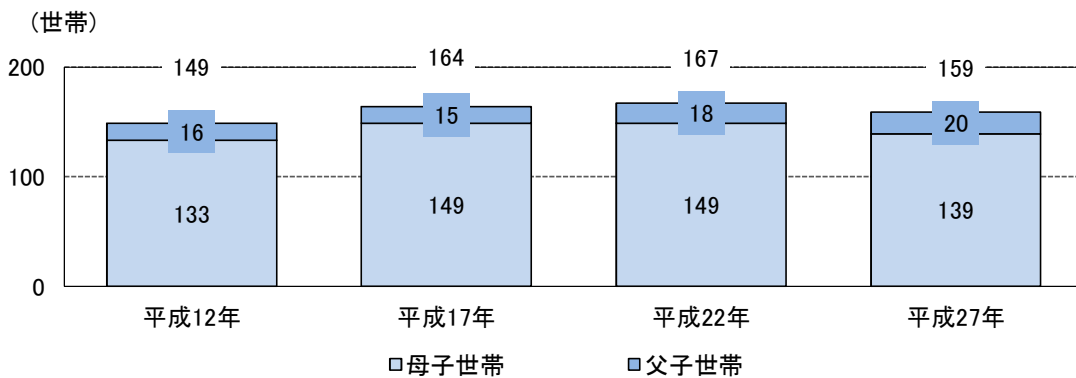


資料：神奈川県平塚保健福祉事務所

#### ⑤ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数は平成 12 年から 22 年にかけては増加していましたが、減少に転じ、平成 27 年には 159 世帯となっています。

◇ひとり親家庭数の推移



資料：国勢調査

## 第2節 町民意識アンケート結果からみる現状

### (1) 実施概要

#### ①調査設計

- (1) 調査地域：二宮町全域
- (2) 調査対象者：20歳以上の二宮町在住者1,000人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送配布・郵送回収  
調査票による本人記入方式
- (5) 調査期間：平成27年9月1日(火)～9月18日(金)  
ただし、平成27年10月15日(木)到着分まで集計

#### ②回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	559件	55.9%

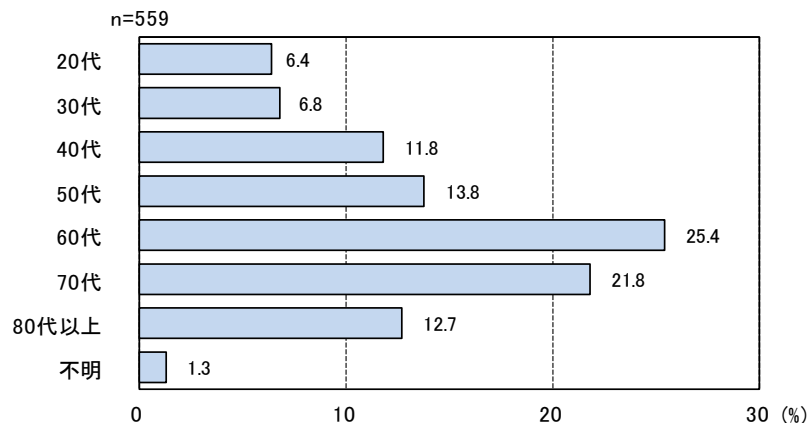
### (2) 調査結果

#### ①回答者の概要について

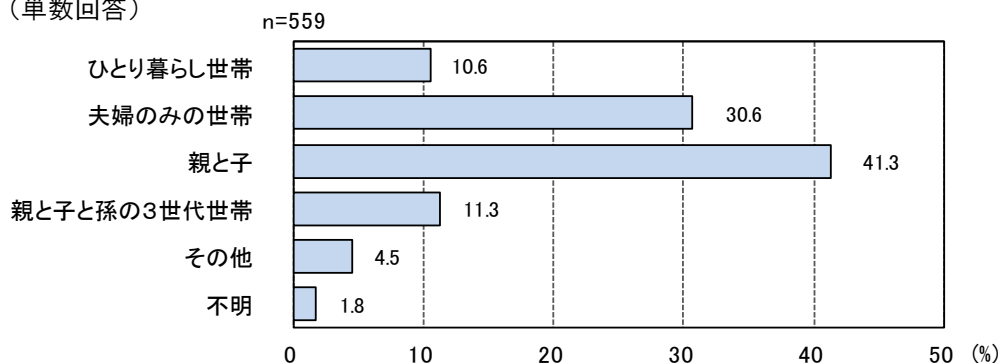
回答者の年代については、「60代」、「70代」、「50代」の順に多く、50代以上の回答者が7割を占めています。

家族構成については、「親と子」が約4割と最も多く、次いで「夫婦のみの世帯」、「親と子と孫の3世代世帯」となっています。

#### ◇年代（単数回答）



#### ◇家族構成（単数回答）

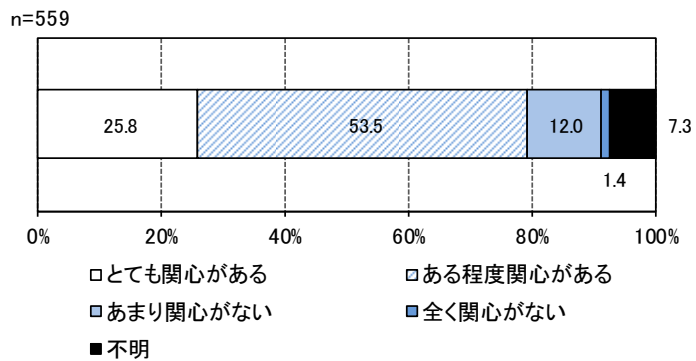


## ②福祉への関心について

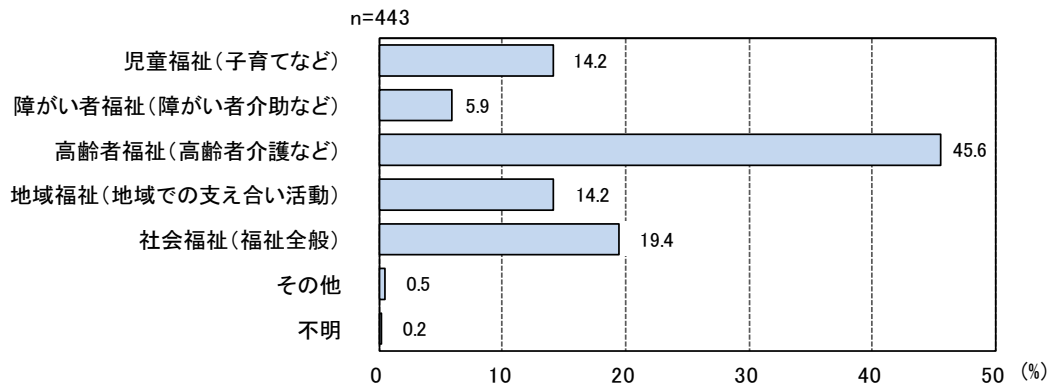
福祉への関心については、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合計した『関心がある』が8割弱となり、関心の高さがうかがえます。

特に関心のある福祉の分野については、「高齢者福祉（高齢者介護など）」が4割台半ばと最も多くなっており、回答者の年齢層を反映した結果といえます。

### ◇福祉への関心（単数回答）



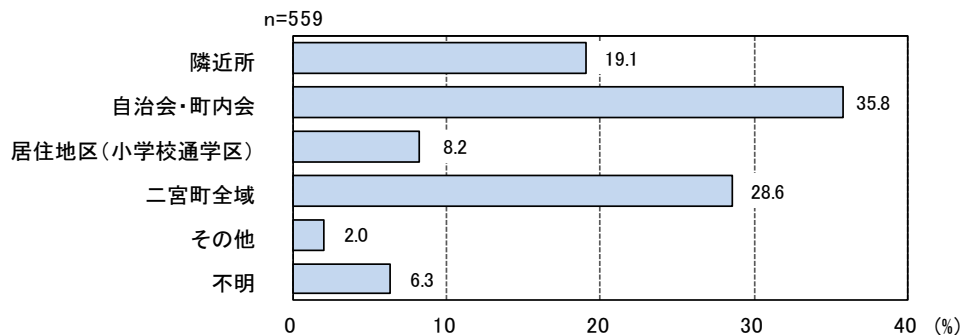
### ◇特に関心のある福祉の分野（単数回答）



## ③地域について

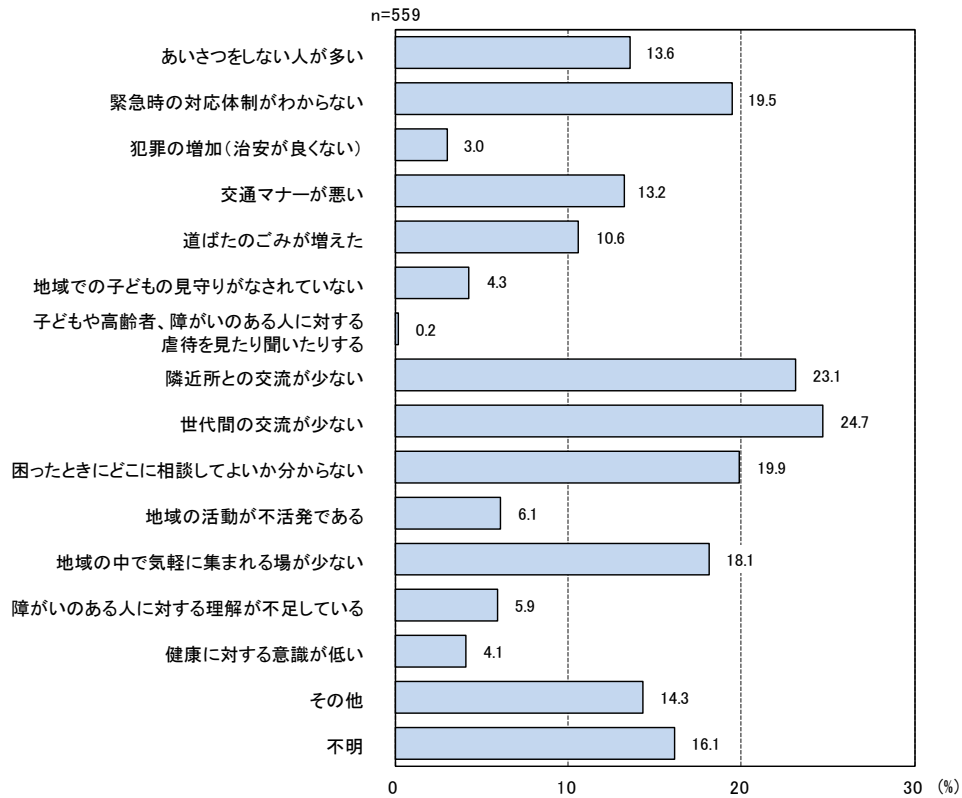
地域の範囲については、「自治会・町内会」が3割台半ばと最も多く、次いで「二宮町全域」が2割台後半、「隣近所」が2割弱となっています。

### ◇地域の範囲（単数回答）



居住地域への問題点・不足しているものについては、「世代間の交流が少ない」が最も多く、次いで「隣近所との交流が少ない」、「困ったときにどこに相談してよいかわからない」となっています。

◇居住地域への問題点・不足しているもの（複数回答）



#### ④近所付き合いについて

近所の人との付き合いについて、年代別にみると、50代以上で「時々、立ち話をする程度」が最も高くなっている一方、20代～40代で「会えばあいさつをかわす程度」が最も高くなっていることから、若い世代で希薄になっているほか、50代以上についても、近所での密接な付き合いは行われていないことがわかります。

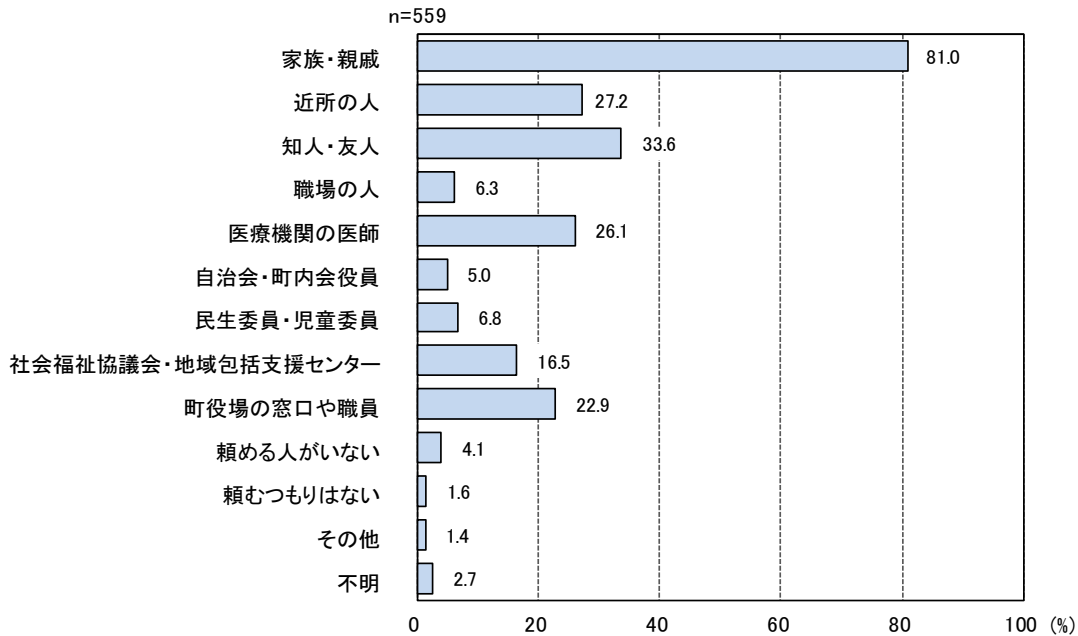
◇近所の人との付き合いの程度（単数回答・年代別）

単位：%

	n	常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	困っているとき(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりする	一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう	時々、立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	付き合いがほとんどない	その他	無回答
全体	559	5.9	6.3	6.3	38.3	33.3	5.7	1.3	3.0
20代	36	0.0	2.8	0.0	13.9	63.9	19.4	0.0	0.0
30代	38	5.3	0.0	2.6	21.1	63.2	5.3	2.6	0.0
40代	66	4.5	6.1	3.0	33.3	43.9	4.5	1.5	3.0
50代	77	2.6	6.5	3.9	48.1	31.2	5.2	0.0	2.6
60代	142	3.5	5.6	10.6	42.3	28.2	4.2	0.7	4.9
70代	122	11.5	10.7	5.7	41.0	24.6	2.5	2.5	1.6
80代以上	71	9.9	5.6	8.5	39.4	19.7	9.9	1.4	5.6

暮らしの中で助けが必要なときに頼みたい相手について、「家族・親戚」が8割以上を占めている一方、「知人・友人」が3割台前半、「近所の人」が2割台後半となっています。

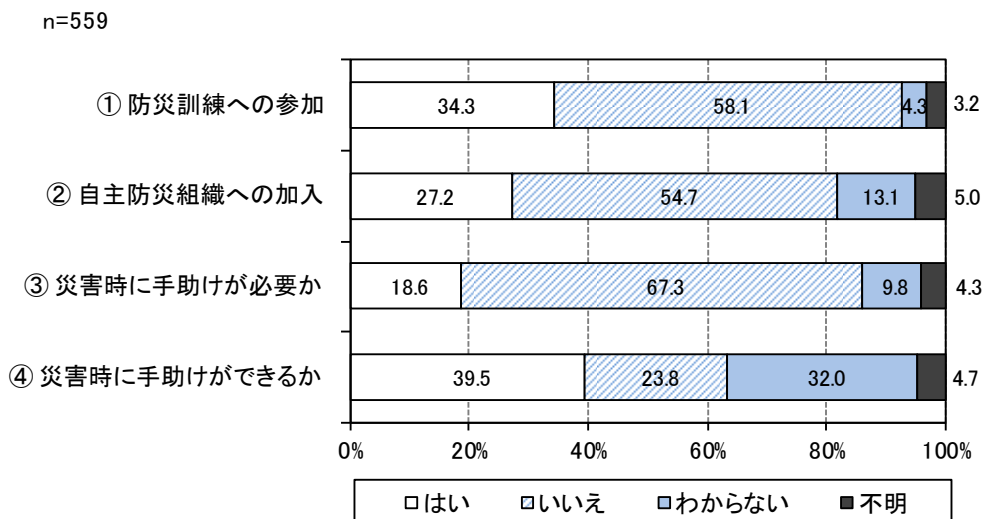
◇暮らしの中で助けが必要なときに頼みたい相手（複数回答）



### ⑤近所での助け合いについて

防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応について、＜①日ごろからの地域の防災訓練への参加＞、＜②地域の自主防災組織への加入＞について、ともに「いいえ」が5割台となっています。一方、＜④災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの要援護者の避難等の手助けができるか＞については、4割弱の人が「はい」と回答しています。

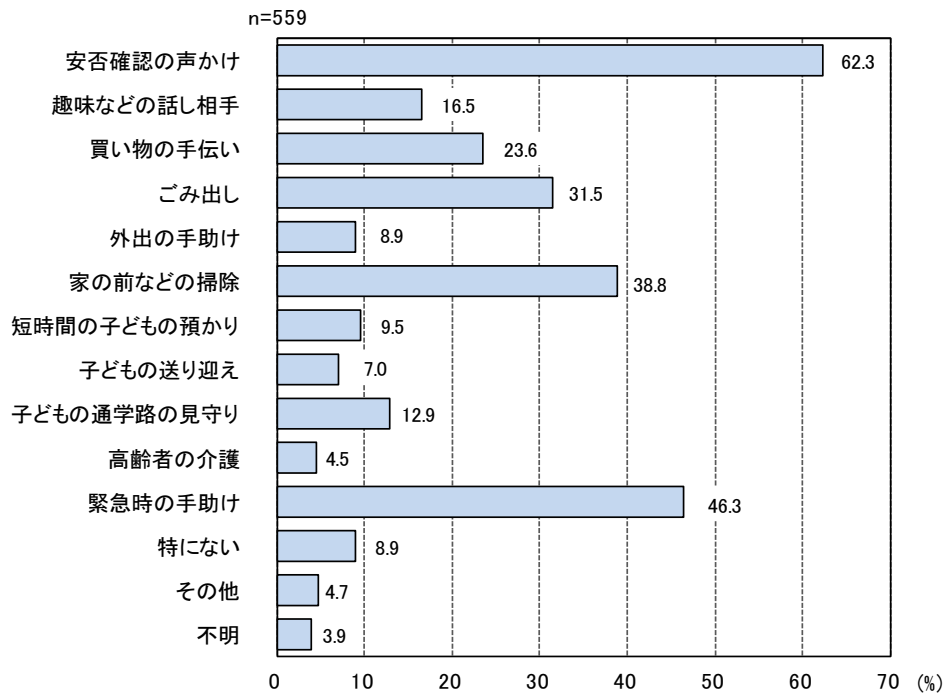
◇防災に対する日ごろからの取り組みや、災害などの緊急時の対応（単数回答）



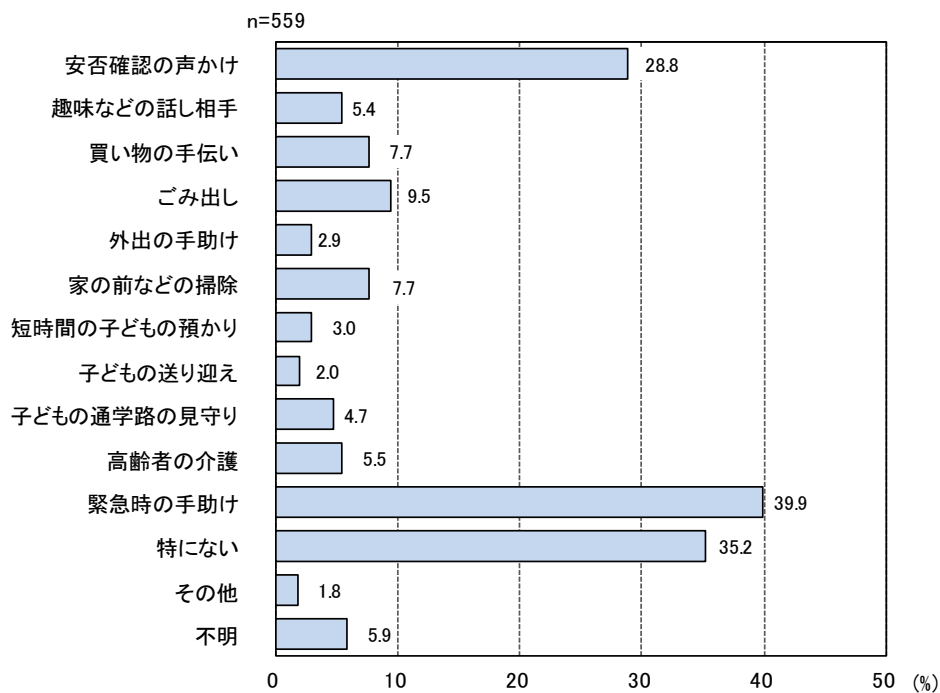
隣近所で困っている人にできる手助けについては、「安否確認の声かけ」が6割強で最も多く、次いで「緊急時の手助け」、「家の前などの掃除」となっています。

一方、隣近所の人に手助けしてもらいたいことについては、「緊急時の手助け」が最も多く、次いで「特にない」、「安否確認の声かけ」となっています。

◇隣近所で困っている人にできる手助け（複数回答）



◇隣近所の人に手助けしてもらいたいこと（複数回答）

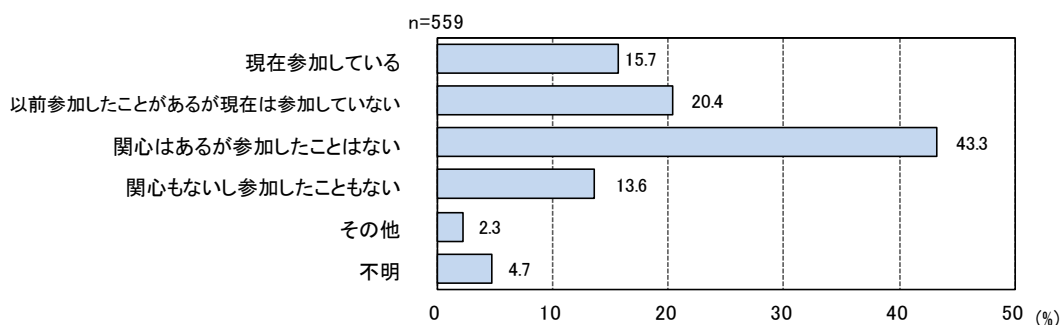


## ⑥地域活動等について

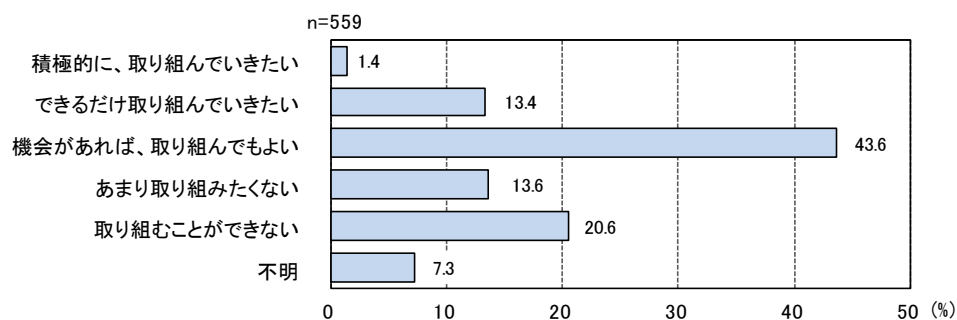
地域活動等への取り組みについては、「関心はあるが参加したことはない」が4割前半と最も多く、次いで「以前参加したことがあるが現在は参加していない」が2割強、「現在参加している」が1割台半ばとなっています。

今後の地域活動等への参加意欲については、「機会があれば、取り組んでもよい」が4割前半と最も多くなっています。

### ◇地域活動等への取り組み状況（単数回答）

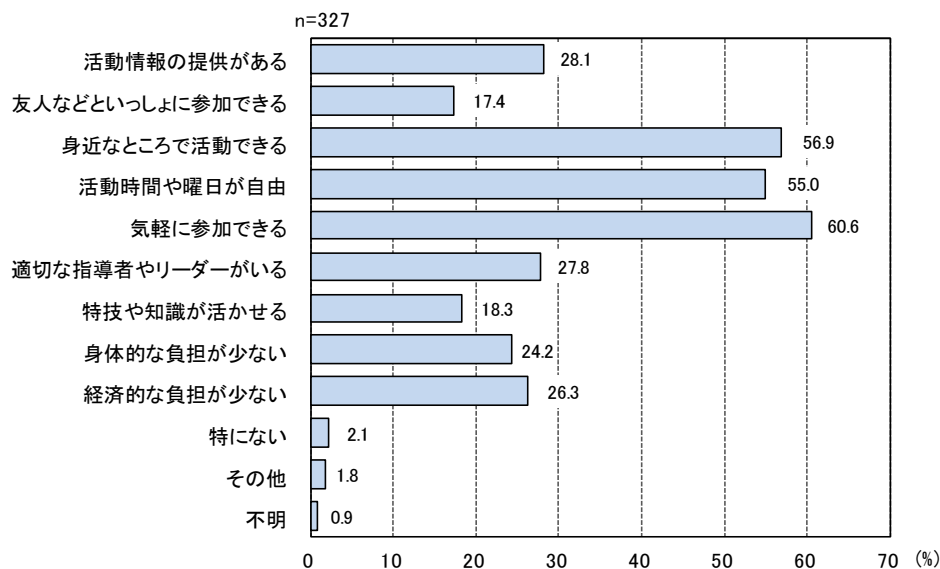


### ◇今後の地域活動等への参加意欲（単数回答）



今後の地域活動等に取り組みたい条件については、「気軽に参加できる」が最も多く、次いで「身近なところで活動できる」、「活動時間や曜日が自由」となっています。

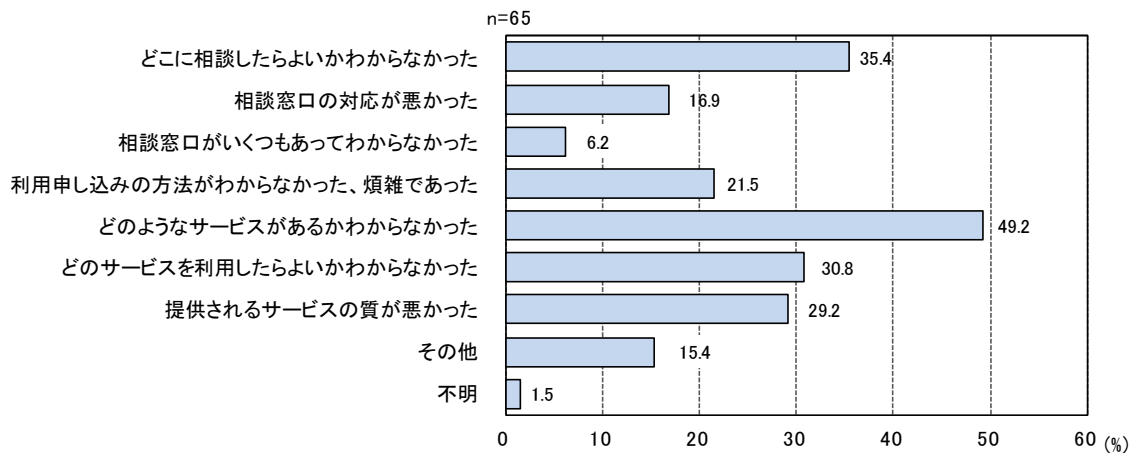
### ◇今後の地域活動等に取り組みたい条件（複数回答）



## ⑦福祉サービスについて

福祉サービスに対する不都合や不満の内容については、「どのようなサービスがあるかわからなかった」が5割弱と最も多く、次いで「どこに相談したらよいかわからなかった」が3割台半ば、「どのサービスを利用したらよいかわからなかった」が3割強となっています。

◇福祉サービスに対する不都合や不満の内容（複数回答）

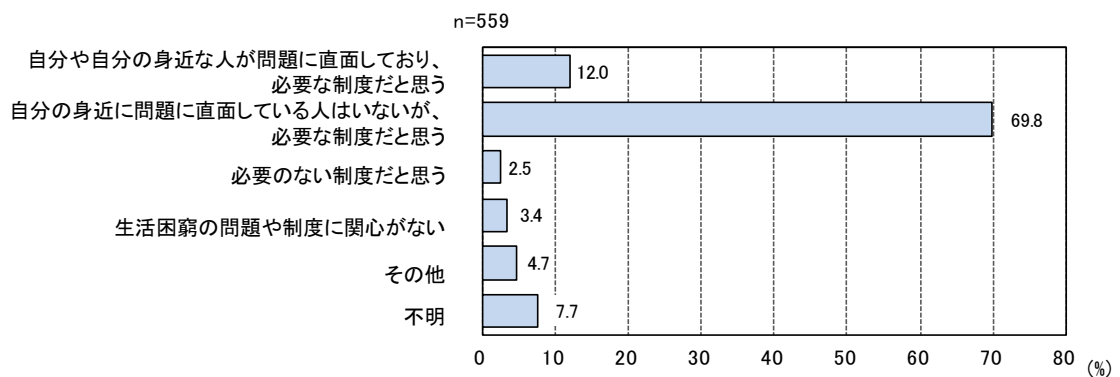


## ⑧生活困窮者支援について

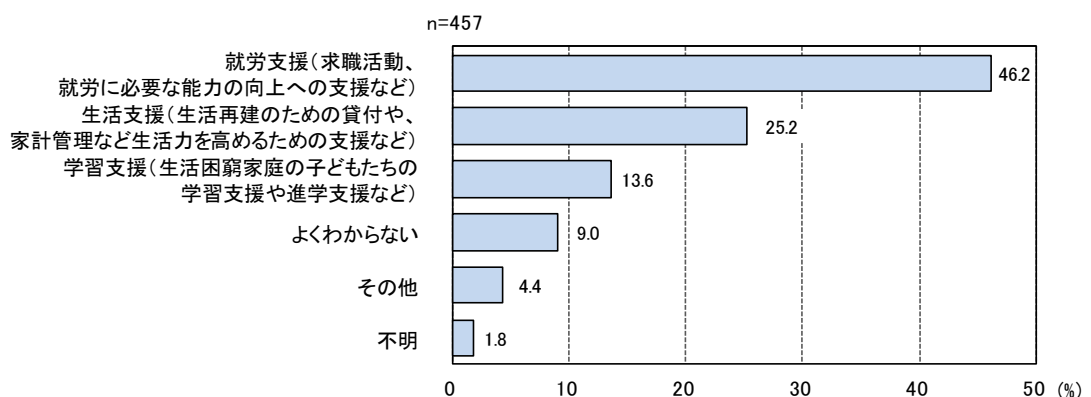
生活困窮の問題や支援活動に対する考え方については、「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が7割弱と最も多くなっています。

生活困窮者に必要な支援については、「就労支援」が最も多く、次いで「生活支援」、「学習支援」となっています。

◇生活困窮の問題や支援活動に対する考え方（単数回答）



◇生活困窮者に必要な支援（単数回答）



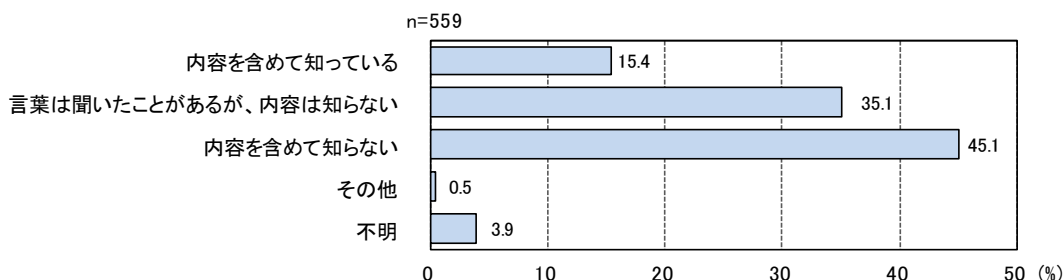


## ⑨地域包括ケアシステムについて

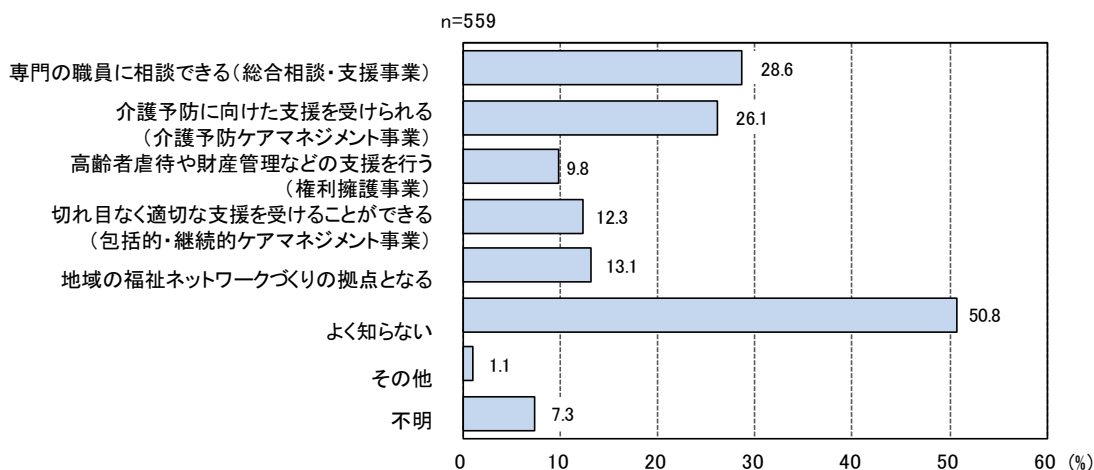
地域包括ケアシステムの認知度について、内容を知らない人は8割を超えています。

地域包括支援センターの役割のうち知っているものについては、「よく知らない」が5割強と最も多く、次いで「専門の職員に相談できる（総合相談・支援事業）」、「介護予防に向けた支援を受けられる（介護予防ケアマネジメント事業）」となっています。

◇地域包括ケアシステムの認知度（単数回答）



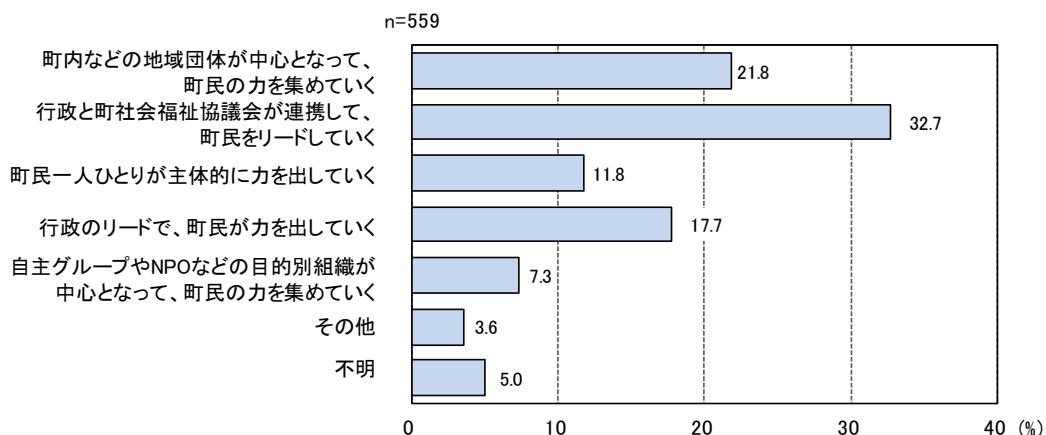
◇地域包括支援センターの役割のうち知っているもの（複数回答）



## ⑩町の施策・これからの地域福祉について

地域福祉を推進するための望ましい形態については、「行政と町社会福祉協議会が連携して、町民をリードしていく」が3割前半と最も多く、次いで「町内などの地域団体が中心となって、町民の力を集めていく」が2割強となっています。

◇地域福祉を推進するための望ましい形態（単数回答）



## 第3節 地区懇談会結果からみる現状

### (1) 実施概要

#### ①実施目的

本計画の策定にあたり、地域ごとの課題を把握するとともに、問題の発掘と課題の解決を住民とともに見出していくことを目的に、地区懇談会をワークショップ形式で開催しました。

#### ②実施概要

参加者は、各地区の民生委員・児童委員、ボランティア関係者、地域で活動する方等にご参加いただくとともに、公募により広く参加者を募りました。

#### ◇各回の概要

	日時	会場	実施地区
第1回	平成28年7月8日(金) 10時～12時	ラディアン ミーティングルーム2	中里、元町北、元町南
第2回	平成28年7月12日(火) 10時～12時	町立体育館 多目的室	梅沢、越地、茶屋、 釜野、川匂
第3回	平成28年7月26日(火) 10時～12時	一色小学校 体育館	一色、緑が丘、 百合が丘1・2・3
第4回	平成28年7月27日(水) 14時～16時	ラディアン ミーティングルーム2	富士見が丘1・2・3、 松根、上町・中町・下町
第5回	平成28年8月27日(土) 14時～16時	ラディアン ミーティングルーム2	全地区

#### ③実施プログラム（各回共通）

1. オリエンテーション	地区懇談会や計画の趣旨の説明を行いました。
2. ワークショップ	<u>(1) 課題の洗い出し（ワールドカフェ）</u> 地域の考える課題について、少人数グループで自由に話し合いました。
	<u>(2) アイデア出し（KJ法）</u> グループに分かれ、(1)での話し合いを踏まえて印象に残った①地域の課題をふせんに記入し、模造紙に貼って項目に分類をしました。そのうえで、②取り組みアイデアを改めてふせんに記入しました。
	<u>(3) 発表</u> 最後に検討結果を参加者から発表しました。

## (2) 地区懇談会で挙げられた主な課題

### ①地域活動について

- 自治会・町内会への未加入者への対応
- 地域のコミュニティと共助の土台づくり
- 地域の取り組みの活性化方法の検討
- 地域の行事参加者の顔ぶれの固定化
- 多様な主体による見守り活動の必要性
- 自治会・町内会と組長との連携

### ②生活環境について

- 商店、スーパー、医療施設へのアクセスの不便さ
- 子どもが遊べる場の不足
- 高齢者の交通手段の不足
- ゴミの投げ捨て
- 空き家の増加

### ③一人暮らし、支援が必要な人への対応について

- 個人情報管理と避難行動要支援者の把握方法
- 一人暮らしやひきこもりの人の把握方法
- 認知症の人への対応

### ④地域の交流について

- 近所付き合いの希薄化、あいさつの不足
- 世代を超えた交流不足
- 高齢者の居場所づくり

### ⑤行政への要望について

- 地区ごとの実情に応じた福祉サービス提供体制の構築
- 行政からの情報共有・発信
- 町の指針や考え方の提示

## 第4節 二宮町の地域福祉をめぐる主な課題

統計や町民意識アンケート、地区懇談会などを踏まえ、本町の地域福祉をめぐる主な課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

### 1 地域を支える人づくり

全国的に少子高齢化が進行する中、本町では、平成37年には平成12年と比べて老年人口が約1.7倍に増加することが見込まれ、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。

町民意識アンケートによると、8割弱が福祉への関心を持っており、関心の高さがうかがえます。しかしながら、地域活動等への取り組みについては、現在参加している人は1割台となっていることから、福祉への関心が高いものの、地域の活動に参加し、地域を支える担い手は十分に育っていない現状があります。

地域福祉を推進するためには、町民の参加・協力が不可欠です。そのため、人材の育成や活用に工夫して取り組んでいく必要があります。

### 2 誰もがつながり合う仕組みづくり

町民意識アンケートによると、地域の範囲については、「自治会・町内会」が最も高いことから、自治会・町内会を単位とした地域の結びつきが強い町であることがうかがえます。しかし、近所付き合いについて、若い世代で希薄になっているほか、50代以上についても、近所での密接な付き合いは行われていない状況です。さらに、高齢者のみ世帯については平成12年から27年までに約1.9倍となっており、高齢者の孤立が懸念されます。

また、平成23年に発生した東日本大震災を起因として、災害時のスムーズな支援に向けた平常時からの連携、情報の把握の必要性がうたわれています。

町民意識アンケートによると、災害時の避難行動要支援者の避難等の手助けの意向が高いなど、地域における助け合いへの意欲がみられるものの、地域の防災訓練への参加や、地域の自主防災組織への加入については半数以上が取り組んでおらず、日ごろからの防災の取り組みが不十分な現状があります。

地区懇談会においても、避難行動要支援者の把握を平常時から行うことの必要性についての要望が挙がっており、地域におけるつながりづくりが求められています。

そのため、防災や防犯を含めた幅広い視点から、地域コミュニティの育成を進めていく必要があります。

### 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

本町では、要介護・要支援認定者数は平成 23 年度から平成 27 年度までの5年間で約 1.2 倍に増加するとともに、障がい者については身体・知的・精神のいずれも増加傾向、ひとり親家庭はやや減少しているものの、依然として支援を必要とする人が多い状況です。

また、地区懇談会では、一人暮らしやひきこもりの人、認知症の人への対応の必要性についての意見が多く挙がるとともに、高齢者の交通手段の不足や医療施設へのアクセスの不便さなど、生活環境の整備が課題に挙がりました。

町民意識アンケートでは、生活困窮者を支援する制度について、自分や自分の身近な人が生活困窮の問題に直面している場面は少ないものの、制度への関心を示す割合が高くなっており、その内容としては就労支援が最も高くなっています。

このように、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、生活環境の整備を進め、町民一人ひとりが個人の意思に基づいて活動への参加を進めていくことが必要です。

### 4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

本町では少子高齢化が進行し、福祉や保健に対する需要が今後、拡大、多様化することが見込まれることから、細かなニーズを適切な支援に結びつけるための相談支援の充実が求められます。さらに、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなるため、公的なサービスのみならず、地域住民同士での制度に基づかないインフォーマルサービスの充実が重要となります。

町民意識アンケートにおいても、町と町社協に対して連携とリーダーシップの発揮、町内などの地域団体が中心となって、町民の力を集めていく形での地域福祉の推進が求められており、行政サービスの充実とともにインフォーマルサービスを拡充していくことが必要です。また、地域包括ケアシステムの構築を見据え、地域における多様な主体のネットワークの構築が重要となっています。

このように、地域福祉のネットワーク構築に向けて、町、町社協、町民、地域団体等が連携する体制づくりを進めていくことが必要です。

## Ⅲ 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の理念

本町では、上位計画である第5次二宮町総合計画において「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を町の将来像に掲げ、まちづくりの方向性の1つである「生活の質の向上と定住人口の確保」の中で、福祉分野の方向性として、重点的方針「誰もが健康でいきいきと暮らせる環境づくり」「地域コミュニティの醸成支援」を設定しています。

本計画の策定にあたり実施した地区懇談会においては、近所付き合いの希薄化を背景に、人と人とのつながりが課題に挙がりました。したがって、本計画の推進にあたっては、地域の抱える課題を踏まえ、上位計画である第5次二宮町総合計画ともキーワードを共通させる形で整合を図りながら、計画の目指す将来的な方向性となる理念を以下のように設定します。計画の理念に基づき、地域包括ケアシステムの構築を見据え、誰もが必要なサービスを楽しみ、いきいきと暮らせる地域福祉のまちづくりを進めます。

**人と暮らし、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町 へのみや**

## 第2節 計画の体系

本計画では、本町の現状・課題を踏まえて以下の4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

**基本理念** 人と暮らし、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町 へのみや

基本目標	施策	取り組み
基本目標1 地域を支える 人づくり	(1) 福祉意識の醸成	地域福祉に関する普及啓発
		学校での福祉教育の推進
		地域での交流の促進
	(2) 人材の育成と活用	福祉人材の育成
		ボランティアの育成支援
		ボランティア団体の活動支援
(3) ボランティア活動の活性化	団体や事業者による地域福祉活動の推進	
	基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり	(1) 地域コミュニティの形成
		(2) 交流の場や機会の充実
(3) 防災・防犯体制の充実	自治会・町内会活動への支援	
	地域における見守り活動の推進	
	地域の交流の場の整備	
	世代間交流のための場づくり	
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	(1) 生活環境の整備	地域の防災力の向上
		避難行動要支援者の把握
		安心して生活できる地域づくりの推進
	(2) 健康づくり・生きがいづくりの推進	地域の防犯体制の充実
		バリアフリーの推進
		移送サービスの充実
		交通マナー向上に向けた啓発活動
	(3) 生活困窮者の支援	健康づくりの普及・推進
		健康に関する情報提供
生涯学習機会の拡大		
基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり	(1) 相談体制の充実	スポーツ・レクリエーションの機会の拡大
		生活困窮者の把握と支援
	(2) 情報提供の充実	就労支援の推進
		相談窓口の周知
	(3) 福祉サービスの充実	身近な相談体制の充実
		情報バリアフリーの推進
	(4) 地域福祉ネットワークの構築	地域における情報提供の推進
		各種福祉サービスの提供
成年後見制度の普及・推進		
各種関係機関の連携に向けた支援		
民生委員・児童委員との連携強化		



## IV 具体的な取り組みの展開

### 基本目標 1 地域を支える人づくり

#### (1) 福祉意識の醸成

##### ■現状と課題

- 地域福祉の基本は、基本的人権の尊重と、互いを思いやり、助け合い・支え合おうとする意識にあります。しかしながら、核家族化の進行などにより、地域のつながりは希薄化する傾向にあり、地域における助け合い・支え合いの関係の構築に向けた意識の醸成はより一層重要となっています。
- 町民意識アンケートからは、8割弱が福祉への関心を持っており、関心の高さがうかがえるものの、特に関心のある福祉の分野をみると、「地域福祉」は他の分野に比べ低くなっています。
- また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がい者への理解の促進が求められています。
- 地域福祉を学ぶ機会の提供や、福祉に関する活動の支援を進めることで、地域で活動する人や団体を起点に、福祉への理解の輪を広げ、すべての人が人権に配慮し、互いを尊重し合えることが求められます。



##### ■方向性

- 性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、地域住民が互いを尊重し、思いやることができるよう、福祉意識を啓発します。
- 福祉意識を醸成する活動に取り組む団体を支援します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<地区懇談会より>

- 障がい者への接し方がわからない。障がい者に対して声かけをしたり、子どもの頃からの学校での教育をしたりする方がよいのではないか。
- 一人ひとりができることが福祉につながるという話し合いの場をつくる必要がある。

○は課題を示します。



## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 地域福祉に関する普及啓発

福祉保険課、生涯学習課、子ども育成課、健康づくり課、地域政策課

- 地域福祉の考え方を理解してもらうための情報提供を行うとともに、介護予防や認知症予防等の知識の普及啓発を行い、地域での助け合い・支え合いを推進します。
- 人権意識を高め、互いを認め合い、偏見や差別のない地域社会をつくるため、講演会や啓発活動を通じて、心のバリアフリー化に取り組みます。
- 犯罪予防や、薬物乱用防止及び児童虐待の防止や、里親の推進を目的として、ポスターやリーフレット等を用いた啓発活動を行うとともに、イベントを通して町民の関心を高めます。

#### 学校での福祉教育の推進

教育総務課

- 小中学校における教育の一環として福祉教育を推進し、高齢者や障がい者等、支援を必要とする人に対する理解を進めるとともに、思いやりの心を育みます。

#### 地域での交流の促進

生涯学習課

- 地域におけるスポーツや社会教育等の交流イベントを通じて、世代間交流を促進します。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○人権や福祉教育に関する学習会や講演会等に積極的に参加します。</li><li>○高齢者や障がい者、子どもたちなど、多様な人と関わり合う機会をつくります。</li><li>○福祉に関心を持ち、町や町社協、町内の各施設において積極的に情報収集を図ります。</li></ul>
団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校等での福祉教育の実施にあたって、講師の派遣等の積極的な協力を行います。</li></ul>
町社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○関係団体・ボランティアの協力のもと、福祉の祭典である「福祉のつどい」を開催します。福祉団体に対して主体的な参画を促し、連携を図る機会とするとともに、町民に対しては福祉をより身近に感じてもらえる企画を実施し、福祉への理解を深めるための啓発に取り組みます。また、福祉分野における功労者を表彰します。</li><li>○犯罪や非行のない地域づくりに取り組む団体・活動を支援し、明るい社会づくりに取り組みます。</li></ul>

## (2) 人材の育成と活用

### ■現状と課題

- 地域において福祉の推進を図るためには、地域福祉の考え方を理解した担い手の存在が重要となります。増加する支援が必要な人をサポートするためには、専門的な知識を持ち、主体的に活動できる人材が求められています。
- 町では、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する応援者の認知症サポーターの養成等、福祉に関わる人材の育成に取り組んでいます。
- また、手話通訳者の育成に取り組んでおり、聴覚障がいの人が地域でいきいきと暮らすことができるよう、引き続き取り組むことが求められます。



### ■方向性

- 福祉について理解し、支援が必要な人を主体的にサポートする人材の育成を進めます。

### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<地区懇談会より>

○視覚・聴覚障がいの人への対応に向けた講習会を要望する。

○は課題を示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み 福祉人材の育成

福祉保険課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 手話奉仕員の養成研修会を実施するとともに、研修会の受講者が、将来町内で手話通訳者として活躍できるよう体制を整備します。
- 民生委員・児童委員に対する各種情報提供を行うとともに、活動単位である各地区に対する周知を行い、地域福祉の推進役となるリーダーとして活躍することを支援します。
- 地域における認知症高齢者への理解を深め、日常生活を支援するため、講師を町から派遣し、認知症サポーターの養成に取り組むことで、認知症高齢者及び家族への理解と支援が得られるまちづくりを進めます。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	○手話奉仕員、認知症サポーター等、地域福祉を支える担い手養成のための講座に積極的に参加します。また、講座参加後は、学んだ内容を活用するため、町内での活動に積極的に参加します。 ○民生委員・児童委員や認知症サポーターと積極的に交流します。
団体・事業者	○専門的な能力を持つ人材は町等の養成講座に積極的に参加するとともに、能力・技術を地域に還元します。
町社協	○社協登録ボランティアと協働でボランティアを育成します。 また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域資源の1つとして、生活支援ネットワーク（にのみや社協たすけあいネットワーク）において、コーディネーター及びサポーターの募集・登録を進めるほか、スキルアップも図ります。

### (3) ボランティア活動の活性化

#### ■現状と課題

- 地域で起こる様々な課題の解決にあたっては、町民同士の助け合い・支え合いは欠かすことのできないものです。そこで、ボランティア活動の充実がより一層重要となっています。
- 本町においては全国平均を上回る速さで高齢化が進んでおり、今後は元気な高齢者に、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域活動やボランティア活動の担い手としての役割が期待されます。
- 町民意識アンケートでは、地域活動等に「関心はあるが参加したことはない」が4割台前半となっているものの、「現在参加している」人は1割台半ばとなっており、参加者の増加に向けた工夫が求められます。今後の地域活動等に取り組むにあたっては、参加の気軽さ、活動場所の身近さ、活動時間や曜日の自由さが重視されています。
- 町では、新たな町民活動立ち上げの支援や、町民主体での講座実施によるボランティア意識の醸成に努めています。今後は、町社協や団体、事業者等との連携強化と、情報提供方法の見直しを図り、町民がよりボランティア活動に参加しやすい体制を整えることが必要です。



#### ■方向性

- ボランティア団体の活動情報を町民に提供し、町民のボランティアへの参加につなげます。
- 団体や事業者を巻き込んでのボランティア活動活発化に努めます。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<地区懇談会より>

- ボランティアへの教育を継続的にしてほしい。
- ボランティアのできる高齢者などシステム的に活用できるようにしたい。
- ★若い人を巻き込むため、若い人向けの講座を実施する。
- ★動ける高齢者のボランティアグループをつくる(防災、見守りなど)。
- ★特技に応じた人材バンクをつくる。
- ★有償ボランティアにしたらどうか。

○は課題、★は解決アイデアを示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### ボランティアの育成支援

---

地域政策課、生涯学習課

- 新たな活動を始めたり、基盤整備をしたりするボランティア団体に対して、自主的な町民活動を支援するとともに、活動の活発化を図ります。
- 生涯学習ボランティアによる町民大学・子どもチャレンジ教室の企画・運営等を行い、町民主体での講座によるボランティア意識の醸成に努めます。
- 子ども会や青少年指導員を対象に研修会を行うことで、指導者としての資質を高め、地域で活躍できるための人材育成と知識習得を図ります。

#### ボランティア団体の活動支援

---

地域政策課、福祉保険課、生涯学習課

- ボランティア情報や町民活動団体等の情報を集約するとともに、情報提供窓口の一元化を図り、適切で効果的な情報提供につなげます。
- ボランティアのコーディネートを行う町社協との連携を密に行い、ボランティアニーズの把握に努めます。

#### 団体や事業者による地域福祉活動の推進

---

産業振興課

- 地域振興とまちづくり活動の一環として、多くの人が集い楽しめる場を提供することを目的として、商工会等が行うイベントの実施を支援します。開催にあたっては、団体や事業者等の積極的な参加を促し、地域とのネットワークづくりの場として活用を図ります。

◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<p>○自ら進んで助け合いの手を差し伸べるといふ、ボランティア精神を持ちます。</p> <p>○趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。</p> <p>○町社協等で開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。</p> <p>○町や町社協が提供するボランティア活動情報を積極的に収集します。</p>
団体・事業者	<p>○商工会青年部が開催する「ふれあい広場」等のイベントに積極的に参加します。</p> <p>○団体は、子どもから大人まで参加しやすい活動内容を検討します。</p>
町社協	<p>○各種団体と連携し、ボランティアへの町民の参加を広く支援するとともに、特に若年層やシニア層に向けた活動への参加を促します。また、ボランティア当事者のさらなる活躍の場づくりのため、情報共有等の面で町とも連携を図り、ボランティアニーズの把握とコーディネート機能の強化に取り組みます。さらに、善意銀行による財源を基に、ボランティア活動を支援します。</p>

## 基本目標2 誰もがつながり合う仕組みづくり

### (1) 地域コミュニティの形成

#### ■現状と課題

- 生活様式の変化や核家族化、さらには個人情報保護への配慮などから、隣近所での付き合いは希薄化し、人と人とのつながりは弱くなってきています。さらに、本町においては高齢者のみ世帯が増加しており、地域から家庭が孤立することが懸念されます。
- 本町では、民生委員・児童委員による訪問活動等を通して支援が必要な人に対する見守り活動が進められていますが、今後見守りが必要な人はさらに増加することが予想されることから、支援のあり方の検討が必要です。
- 町民意識アンケートでは、居住地域の問題点・不足している点として、「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」が上位2つとなっています。また、近所付き合いについて、若い世代で希薄になっているほか、50代以上についても、近所での密接な付き合いは行われていない状況です。
- 一方で、地区懇談会では、「子どもがあいさつしてくれる」、「隣近所に高齢者がいたらいつも気にして声をかけている」といった意見もあることから、個人単位で交流や見守りを実施している方はいることがうかがえます。今後はより助け合い・支え合いの進んだ地域にしていくため、町民全体にコミュニティの輪を広げていくことが課題です。
- 本町には11の地区社協があり、それぞれの地区で地域福祉の推進のために活動をしています。地区懇談会では、自治会、地区社協、ゆめクラブ等、本町で活動する組織の連携を求める声がありました。



#### ■方向性

- 自治会・町内会活動を支援し、地域での活動の活発化を図るとともに、地域において支援が必要な人を見守り、助け合い、支え合うコミュニティづくりを推進します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<地区懇談会より>

- 近所に知り合いがなく、孤独である。
- 高齢者の増加で見守り世帯が多く、ひとりで多くの世帯を見守るのが大変である。
- ★地域清掃日などを設け、顔を合わせるチャンスをつくる。
- ★誰でもあいさつ運動を実施する。

○は課題、★は解決アイデアを示します。



## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 自治会・町内会活動への支援

地域政策課

- 地域住民の主体性のある地域づくりとコミュニティ活動を支援するため、地区長連絡協議会にて、自治会・町内会同士の情報共有と連携について協議するとともに、地域活動のための支援を行います。

#### 地域における見守り活動の推進

防災安全課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 地区長、町社協、民生委員・児童委員を含む幅広い関係団体と連携し、地域における要支援の人への見守りを進めます。
- 民生委員・児童委員を通じて、75歳以上の独居・高齢者のみ世帯の情報を町に登録する避難行動要支援者登録台帳（医療情報シート）登録について、さらなる住民理解を求めながら進め、緊急時の親族や医療機関との連携の推進や、居合わせた人が迅速かつ適切な対応が取れるよう努めます。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○隣近所や地域で会う人に自分からあいさつします。</li><li>○自治会・町内会に積極的に加入するとともに、隣近所同士で声をかけあい、加入を促すとともに、避難行動要支援者（医療情報シート）登録をお互いに声をかけあって進めます。</li><li>○自治会・町内会や、地区社協の活動に積極的に参加します。</li><li>○自治会・町内会等の役員を積極的に引き受けるとともに、役員に協力します。</li><li>○隣近所に回覧板を回す際には、ひと声かけるようにします。</li></ul>
団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域で要支援者を見つけた場合には、町に連絡します。</li></ul>
町社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○地区社協が中心となり、地域福祉や社会参加に関する住民意識の啓発に取り組み、住民の自助活動を進めることで、顔の見える関係の構築を目指します。また、多くの地域住民が地域の強みや地域での課題、ニーズを共有し、各地区で住民が自らの意志により地域での問題解決に取り組むことができるよう、地域で資源整理、課題抽出等を進めるとともに、関係機関との連絡調整等のサポートを進めます。</li><li>○地域で活動する当事者団体に対して、様々な側面から活動を支援し、地域における団体活動の推進と、地域コミュニティへの貢献につなげます。</li></ul>



## (2) 交流の場や機会の充実

### ■現状と課題

- 地域のつながりが希薄化する中、地域における交流の場はより一層重要となります。また、日ごろから地域住民や地域で活動する関係者が集まって課題解決に向けて話し合う場とするとともに、交流や仲間づくりの場として社会参加のきっかけとしての活用も見込まれます。
- 町民意識アンケートでは、地域住民が取り組むべき課題や問題として、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が最も高くなっています。高齢者の社会参加や生きがいづくりにつながる交流プログラムの設計や、機会づくりが求められます。
- 地区懇談会では、「気軽に立ち寄れるカフェのようなところがない」など、気軽に集える居場所づくりを求める意見がありました。
- 町社協ではサロン活動に取り組んでおり、類似したクラブ活動を含めると、ほぼ全地区社協にサロン等の居場所が設置されています。今後は、地域住民や町と連携し、サロンの有効活用に向けた検討を進めることが必要です。



### ■方向性

- 地域における交流の場づくりと、有効活用に向けた検討を行います。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



##### <アンケート自由回答より>

- 気軽に入れるお店がなく、情報交換、気晴らしする所がない。
- 介護する人・される人が集まりそれぞれの現状を聞いたり話したりすることが自由にできる場所や機会があったらと思う。

##### <地区懇談会より>

- サロン等のメニューが古いので、見直してほしい。
- 高齢者だけではなく子ども世代の親にも地域への参加をしてもらうことが重要。子どもが育ち終わった後の仲間の集まりが必要。
- ★近くの空き家を利用したサロンや居場所づくりができないか。

○は課題、★は解決アイデアを示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 地域の交流の場の整備

企画政策課、財務課

- 町内の空き家等の適正管理を図るための計画を作成し、空き家バンク制度を運用することで、町にある家屋等の有効活用を図ります。
- 町民が施設を利用することができ、交流が図られるよう、地域の交流拠点となる施設の運営に必要な対策を図ります。

#### 世代間交流のための場づくり

健康づくり課・地域包括ケア担当

- 各地域で、幅広い世代が参加・交流できる場づくりを推進します。サロン活動を見直し、高齢者のみならず、若手も参加でき、また生きがいつくり、互助に通じるような新たな「地域の通いの場」（サロン等）をつくります。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域活動や地域での話し合いにあたっては、地域内の施設を積極的に活用するよう心がけます。</li><li>○可能な範囲で、積極的に外出の機会を設けるよう心がけます。</li><li>○地域での交流の機会について、自分や家族の関心があるものについて情報収集に努め、積極的に参加するよう努めます。</li><li>○地域での交流の場となる、「地域の通いの場」（サロン等）に積極的に参加します。</li></ul>
団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○団体は、世代を問わず参加できるような活動内容を検討します。</li><li>○事業者や社会福祉法人は施設の一部を開放するなど、地域の交流の場の提供に努めます。</li><li>○施設入所者・利用者と地域住民が交流できる場づくりを推進します。</li></ul>
町社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の交流の場として、各地域に「地域の通いの場」（サロン等）を整備します。また、ミニ・デイサービスをサロン活動へ統合し、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが気軽に立ち寄れる通いの場にするとともに、町とも連携し、健康づくりや世代間交流、生活支援、情報交流など、交流の場としての機能の充実を図ります。</li></ul>

### (3) 防災・防犯体制の充実

#### ■現状と課題

- 近年の地震や大雨等による災害時に、避難できずに地域で孤立する人などがおり、平常時からの地域でのつながりの重要性が指摘されています。また、高齢化や核家族化等により、地域で協力して防犯に取り組むことがより一層重要となっています。
- 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、新たに、市町村において、避難行動要支援者名簿を作成することや、消防機関や民生委員・児童委員、自主防災組織などの避難支援等関係者へ事前に名簿情報を提供することなどが規定されました。
- 本町の避難行動要支援者名簿に登録があり、本人に同意を得たものに限り、地域への情報提供が行われています。地区懇談会では、個人情報管理と避難行動要支援者の把握方法が課題であるとの意見があり、引き続き避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけと、住民理解の促進が必要です。
- また、町民意識アンケートで地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が3割台後半で上位となっているものの、日ごろから地域の防災訓練に参加していない人、地域の自主防災組織に加入していない人は、ともに半数以上となっていることから、町民の防災意識の向上が求められます。



#### ■方向性

- 平常時から地域で協力し、支援が必要な人に対する避難支援体制や緊急時の対応に向けた体制を整備します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

○学童の下校時が心配である。元気な高齢者による見守り等、地区で協力して短時間、道に出てもらう細かい気くばりが必要かと思う。

<地区懇談会より>

○災害時の避難所への移動が遠い。

★防災訓練などで独居世帯を実際に訪問するのはどうか。

★防災訓練の後の反省会が必要。

○は課題、★は解決アイデアを示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 地域の防災力の向上

防災安全課

- 自主防災組織の運営に向けた指針の作成及び更新に努めることで、各地区での自主防災組織のマニュアル化を支援するとともに、町全体の自主的な防災活動の活発化を進めます。
- 全町規模での総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織単位での防災訓練の実施を促進し、防災意識の普及啓発に努めます。また、広域での災害時のスムーズな対応に向けて、より精度の高い安否確認の方法や避難所運営等について検討します。
- 災害時に避難や生活が困難な要配慮者等の安全のため、町内または近郊にある民間の福祉施設と災害時の緊急受け入れに関する協定締結を促進します。

#### 避難行動要支援者の把握

防災安全課、福祉保険課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 災害時に安否確認や相互支援がスムーズに行えるよう全地区と連携し、自治会名簿に避難時の支援希望等の情報も加え、平常時からの情報把握を推進します。
- 75歳以上の独居・高齢者のみ世帯や、障がい者について、医療情報を集約したシートを民生委員・児童委員を通じて作成し、緊急時に迅速な対応を取れる体制づくりを行います。また、本人に同意を得たものに限り、避難行動要支援者名簿として平常時から居住地区で共有し、災害時の避難誘導に備えます。
- 県と協力して、避難所で高齢者・障がい者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めるとともに、町では外国人に対する広報・啓発体制の構築について検討していきます。

#### 安心して生活できる地域づくりの推進

教育総務課、防災安全課、福祉保険課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 児童・生徒の安全確保に向けて、下校時の見守りを行うとともに、幅広い関係各団体との連携を図り、見守り活動を促進します。
- 地区長、民生委員・児童委員、防犯指導員、警察を含む幅広い関係各団体と連携し、年数回の会議等により見守り活動の促進を図ります。
- 徘徊の恐れのある高齢者の情報を、家族があらかじめ市町村を通じ、「はいかいSOS」システムに登録し、検索の際には警察をはじめ近隣市町村と情報共有することで、迅速な保護につなげます。
- 一人暮らし高齢者が安心して暮らせるよう、火事などの緊急時に備え、シルバー緊急通報システム（火災報知器）などのサービスについて周知と利用普及を図ります。

## 地域の防犯体制の充実

地域政策課、防災安全課

- 消費生活に関する情報提供、詐欺等にあった際に相談できる窓口の周知を進めます。また、消費者の適切な購買活動を支援するとともに、被害の未然防止に努めます。
- 地区長、民生委員・児童委員、防犯指導員、警察を含む幅広い関係各団体と連携し、年数回の会議等により見守り活動の促進を図ります。【再掲】

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日ごろから家族や隣近所で防災用品、避難経路、避難場所等を確認しておきます。</li> <li>○地域の防災訓練に積極的に参加するとともに、自主防災組織活動を活性化します。</li> <li>○避難行動要支援者名簿の作成や活用等に関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。</li> <li>○災害時には隣近所の助け合いが重要になるため、日ごろから声をかけ合える関係づくりに努めます。</li> </ul>
団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等は、利用者の避難訓練や防災・防火訓練を行います。</li> <li>○民間の福祉施設は、町と災害時の緊急受け入れに関する協定締結を進めます。</li> </ul>
町社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時にボランティアが効率よく活動できるよう、災害ボランティアやボランティアコーディネーターの育成とともに、災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーションを行います。また、同センターの立ち上げに加え、福祉サービス利用者の安否確認や災害見舞金の支給など、町社協に求められる役割に迅速に対応するため、災害時行動マニュアルを整備します。</li> <li>○見守りが必要な一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対して、緊急時の通報や24時間いつでも相談ができる機器の設置をすることで、見守り体制を整備します。今後は、関係団体と連携してより使いやすいシステムへの検討を行うとともに、継続的に周知することで、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう努めます。</li> </ul>

## 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

### (1) 生活環境の整備

#### ■現状と課題

- まちが美しく保たれ、誰もが自由に外出や移動ができる安全で快適な生活環境の形成は、地域福祉の推進や実現のために、重要な要素となっています。
- 町民意識アンケートでは、現在住んでいる地域の暮らしやすさについて、『満足』と感じる割合は〈生活マナー〉では5割弱となっており、他の項目と比べて最も高くなっています。一方、〈医療施設〉、〈買い物などの便利さ〉、〈道路や交通機関の使いやすさ〉については『不満』が3割を超え、他の項目と比較すると高くなっています。
- 地区懇談会においても、子どもが遊べる場の不足、高齢者の交通手段の不足、商店や医療施設等へのアクセスの不便さを指摘する声がありました。また、町民意識アンケートの自由回答では、「コミュニティバスの再考を願いたい」、「医療機関受診のための交通手段がなく不便である」といった意見があり、町民の生活の実態に即した移動支援の充実が求められています。



#### ■方向性

- 誰もが住みやすく、快適に生活を送ることができるよう、移動支援の充実に取り組みます。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



##### <地区懇談会より>

- 野良猫が多くてゴミを荒らす。
- ゴミ出しのトラブルがある。
- 幼児・学童の遊ぶ公園がない。
- バリアフリーでない集会所がある。
- ★ミニデイやサロンの時、車を出してくれれば参加者が増える。
- ★配達をしている店舗の情報を周知する。
- ★移動販売車が来てほしい。

○は課題、★は解決アイデアを示します。



## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### バリアフリーの推進

---

都市整備課

- 誰もが安心して外出ができ、大きな負担を感じることなく行動できるように、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化を促し、より良い環境づくりに努めます。
- 安全かつ町民の憩いの場として活用できるよう、適切な公園施設の整備や維持管理に努めるとともに、公園の整備を行うボランティア活動を支援します。

#### 移送サービスの充実

---

企画政策課、福祉保険課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 誰もが移動手段を確保することができるよう、コミュニティバスなどを運行し、公共交通の空白地域・不便地域の解消に努めます。
- 視覚に障がいのある人が積極的に外出できるよう、同行援護にかかる人材の育成を図ります。
- 身体に不自由のある人が社会参加できるよう支援します。
- 通院・通所・レジャーなどを目的とした外出に対して、NPOや社会福祉法人等の協力のもと、送迎を行う体制を整えます。

#### 交通マナー向上に向けた啓発活動

---

防災安全課

- 警察と連携し、各小学校で自転車の乗り方や交差点の横断などについて指導し、交通マナー向上や事故防止の意識啓発を推進します。
- 高齢者の交通事故防止のために、交通安全対策協議会や警察署等の協力を得て、高齢者向けの各種交通安全教室を開催するなど啓発を行います。
- 交通安全運動を実施し、町民の交通マナーの向上及び事故防止に向けた意識の向上を図ります。

◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<p>○日ごろから隣近所の清掃活動を行うとともに、公共施設を利用した際には掃除を行うなど、協力して地域の美化に努めます。</p> <p>○バリアフリーでないと感じた場所があった時には、町に連絡します。</p> <p>○地域での活動時には隣近所で声をかけ合い、交通手段がない人を手助けします。</p> <p>○交通マナーを正しく理解するとともに、日ごろから交通安全の意識を持ちます。</p> <p>○身体が不自由な人や、歩行に困っている人を公共の場で見かけたら、積極的に声をかけて手助けします。</p>
団体・事業者	<p>○団体活動に関わる移動の際に、参加者が不自由なく移動できるよう、参加者同士の協力を促します。</p> <p>○買い物支援など、生活支援を行うための取り組みを考えます。</p>
町社協	<p>○地域福祉関係団体の活動を支援するため、福祉バスを運行します。また、町や関係機関とも連携し、新たな移動支援のニーズ調査を実施するほか、身体的な不安により移動が困難となっている人に対する同行支援を実施します。</p>



## (2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

### ■現状と課題

- 社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加しており、健康づくりに注目が集まっています。
- 本町では、要介護・要支援認定者数は平成23年度から平成27年度までの5年間で約1.2倍に増加しているものの、要支援1・2の比較的軽度の認定者の割合が高いことから、重症化の防止に向けて、介護予防に力を入れることが重要となります。
- 町民意識アンケートでは、毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じることで、「自分や家族の健康に関すること」が5割を超えて最も高くなっており、健康づくりに対する町民の関心が高いことがうかがえます。
- 町では、介護予防の実施等により、高齢化に対応して健康増進を図っていますが、困難を抱える方も含めたすべての町民が、生涯にわたって健康に、地域でいきいきと暮らすことができるよう、社会参加の場をさらに充実していくことが必要です。



### ■方向性

- すべての町民が元気で健康な暮らしを送ることができるよう、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に力を入れるとともに、保健、医療、福祉の連携を推進します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

○高齢者の増加に伴って町民が自主的にサポートできる仕組みづくりを進めるとともに、健康な高齢者がいきいきと活躍できるような「場」をつくる必要があるのではないか。

<地区懇談会より>

○公園が子ども専用でなく、お年寄りも行ける場になると良い(具体例)遊具や椅子が健康器具になるものがある。

★健康活動におけるリーダーを育成する。

★健康な高齢者を増やすため、身体を動かすメニューを考える。

○は課題、★は解決アイデアを示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 健康づくりの普及・推進

---

健康づくり課、生涯学習課

- 健康分野に関する講座を実施し、町民の健康づくりへの関心を高めるとともに、知識の習得を促進します。
- 健康寿命を延ばすことを目的とした運動教室を実施します。

#### 健康に関する情報提供

---

健康づくり課、生涯学習課

- 各種健康診査や予防接種、健康づくりに関するイベント情報などを定期的に町民に提供することで、年間を通じた健康づくりを支援します。
- 健康・医療関連の図書を充実し、図書館内にコーナーを設置して情報を提供するとともに、さらなる情報提供に向けた提供方法を検討します。

#### 生涯学習機会の拡大

---

生涯学習課

- 生涯学習ボランティアによる町民大学・子どもチャレンジ教室の企画・運営等を行い、生涯学習機会の拡大を図ります。
- 子どもから大人まで、生涯にわたって学べる講座内容を充実するとともに、ボランティア活動につながる内容を検討します。

#### スポーツ・レクリエーションの機会の拡大

---

生涯学習課

- 障がいの有無や年齢等にかかわらず、あらゆる町民が参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、町民の健康増進と地域でのコミュニケーションのきっかけづくりを進めます。

◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<p>○自身の健康に関心を持ち、日々の生活における体調及び健康管理を行うとともに、定期的に各種健（検）診を受診します。</p> <p>○自分の好きなことや、趣味に取り組む時間を意識的に設けるとともに、趣味等に関連する地域の活動に積極的に参加します。</p> <p>○地域活動や、地域の運動教室・スポーツスクール等に参加し、意識的に身体を動かす機会をつくります。</p> <p>○家族や友人等と運動やスポーツをする機会を自らつくとともに、それを通じて仲間づくりに努めます。</p> <p>○各種健（検）診を受診するよう、近所同士で声かけをします。</p>
団体・事業者	<p>○町や町社協と連携して、町民の健康維持・増進に向けた活動を行います。</p> <p>○持っているノウハウや資源を活かして、地域での健康づくりに協力します。</p>
町社協	<p>○地区社協に対して「地域の通いの場」（サロン等）運営費補助をはじめとする支援を行い、通いの場の介護予防・健康づくりの場としての有効活用を促します。また、地域における高齢者の活躍の場づくりを進めるため、年末たすけあい募金を原資とした地区社協の活動支援を行います。</p> <p>○障がい者の就労及び自立支援のために、ともしびショップを運営します。また、高齢者や生活困窮者等、地域で日常生活に困難を抱える人の社会参加の場づくりの実施について検討します。</p>

### (3) 生活困窮者の支援

#### ■現状と課題

- 生活困窮者や生活困窮家庭については、複数の要因が複合的に作用することにより、生活困窮状態に陥ることが指摘されています。
- 国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、また平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、全国の自治体で生活困窮者自立支援制度が開始されています。
- 町民意識アンケートでは、毎日の暮らしの中で悩みや不安を感じることで、「生活費など経済的問題」が上位となっています。また、生活困窮者を支援する制度について、自分や自分の身近な人が生活困窮の問題に直面している場面は少ないものの、制度への関心を示す割合が7割弱となっています。支援の内容としては、就労及び生活の支援が重要視されています。
- 本町においても、生活保護の被保護世帯が増加していることから、生活困窮に陥る前のセーフティネットの構築や、生活保護からの脱却に向けた支援が重要となります。



#### ■方向性

- 生活困窮者に対して、県と連携を図りながら支援します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

- 退職金がわずかなので定職に就いたとしても定年後年金で暮らせるかが不安。
- 景気が一向に上向かず、税金や物価がどんどん高くなるので、この先どうなるのだろうと不安。

○は課題を示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 生活困窮者の把握と支援

教育総務課、福祉保険課

- 経済的理由による就学困難な家庭や、障がいのある児童生徒のいる家庭に対して、学校生活に関わる費用の一部を負担することにより、生活困窮に陥ることを未然に防止します。
- 生活困窮者に対する自立相談支援事業を町民に周知するとともに、生活困窮状態にある町民の生活建て直しを県と連携し支援します。

#### 就労支援の推進

福祉保険課、産業振興課

- 生活困窮者が自立に向けて就労先を見つけられるよう、県の実施する自立支援相談窓口を案内し、就労支援を図ります。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	○日ごろから生活困窮者支援に関する情報の収集に努めます。 ○生活困窮の状態は目には見えづらいため、隣近所で困窮が疑われる人を見つけたら、町や関係機関につなげます。
団体・事業者	○町や町社協と連携し、生活困窮者に対する支援や、貧困対策となる支援に取り組めます。 ○困窮が疑われる人を見つけたら、町や関係機関につなげるとともに、支援事業の利用を促します。
町社協	○県社協や町と連携し、生活困窮者の自立に向けて、経済的支援や社会参加の機会づくりなどの支援を実施します。

## 基本目標4 地域福祉を推進する連携の体制づくり

### (1) 相談体制の充実

#### ■現状と課題

- 町民の日常生活で不安や困りごとが発生した際に、適切な福祉サービスや関係機関につなげていくための入口として、相談体制の整備は重要となっています。
- 町民意識アンケートでは、居住地域の問題点・不足している点として、「困ったときにどこに相談してよいか分からない」が3番目に高くなっています。
- また、暮らしの中で助けが必要なときに頼みたい相手について、「医療機関の医師」、「町役場の窓口や職員」、「社会福祉協議会・地域包括支援センター」はそれぞれ3割弱～2割弱となっています。
- 今後は、相談体制を充実するとともに、町民に相談窓口の周知を進めることが重要となっています。



#### ■方向性

- 町民に相談窓口の周知を進めるとともに、相談体制を充実します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

○窓口は相談に行きやすいような雰囲気にしてほしい。

<地区懇談会より>

○町役場と町社協どちらに相談したらいいのか。

○助けが必要になった時、連絡する場所・人がわからない。

○は課題を示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 相談窓口の周知

地域政策課、福祉保険課

- 広報にのみややホームページ等、町からの広報物に相談窓口の情報を掲載し、相談窓口の周知を図ることで、相談者の利用につなげます。
- 町役場において、わかりやすい窓口を提供するとともに、相談者に対する対応を行います。また、町社協等が実施する相談窓口を紹介します。
- 相続、遺言書等、法律に関わる問題に関する相談を受け付ける無料法律相談を実施し、専門的な知見を用いて、町民の抱える問題の解決につなげます。

#### 身近な相談体制の充実

福祉保険課

- 民生委員・児童委員をはじめとして、地域の各団体組織に対して各種福祉に関わる情報提供を行い、町民からの相談に対応できる仕組みづくりを進めます。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○何かあったらすぐに相談できる相手を見つけるとともに、他の人からの相談を積極的に受け、相互に助け合える関係を築きます。</li><li>○ひとりで悩みごとを抱え込まず、早期に相談します。</li><li>○相談を受けた際には、プライバシーの保護に留意します。</li></ul>
団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業者は、サービス利用者だけでなく、地域住民や地域団体からの相談に応じるよう努めます。</li><li>○相談を受けたり、困っている人を見かけたりした場合は、関係機関につなげます。</li><li>○民生委員・児童委員、地域団体、相談員等は、身近な生活の問題や困りごとの相談に対応できるよう、知識を深めるとともに、行政や専門的な相談機関との連携を図ります。</li></ul>
町社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員・児童委員をはじめとした相談員による「心配ごと相談」を実施します。また、多様な専門家が集まる身近な相談所として、町民に広く周知するとともに、町が実施する無料法律相談とも相互に連携することで、相談所としての機能強化を図ります。</li><li>○障がい者の抱える課題の解決や適切な公的サービス利用を支援するため、特定相談支援に取り組みます。</li></ul>

## (2) 情報提供の充実

### ■現状と課題

- インターネットが普及し、情報化が進む昨今では、情報媒体が多様化し、必要な情報を必要な人に届ける効果的な情報提供が求められます。主な情報の入手手段は年代や家族構成等により異なるため、それらの特性に配慮し、複数の情報提供手段を整備していくことが必要です。
- 町民意識アンケートでは、福祉サービスに対する不都合や不満の内容として、福祉サービスの種類、相談先、利用すべき適切なサービス内容等がわからなかったとの回答が高くなっており、町の情報が十分に町民に伝わっていない現状がうかがえます。
- 今後は、情報提供の方法の見直しを図るとともに、わかりやすい伝え方の向上についての検討が必要です。



### ■方向性

- 町社協の活動や、福祉に関する情報が広く町民に行きわたるよう、効果的な情報提供を行います。

### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

○地区社協が色々やっているのはわかるが、町社協が行っている事がわからない。

<地区懇談会より>

○福祉サービスについての情報が少ない。

○ホームページに頼りすぎない情報提供をしてほしい。

○町の職員による説明を地域で実施してほしい。

○は課題を示します。



## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 情報バリアフリーの推進

地域政策課

- 広報にのみや、ホームページ、フェイスブック等、様々な媒体により町の情報を適時にわかりやすく発信します。ホームページの更新にあたっては、誰もが支障なく情報取得できるよう、利用しやすいページづくりに引き続き取り組みます。

#### 地域における情報提供の推進

地域政策課

- ボランティア活動の情報提供にあたって、町民活動サポートセンターへの情報集約を図り、町民が情報を一元的に得やすい環境を整備します。
- 毎月1回の広報にのみや配布時にあわせて、地区での回覧を通じて町から情報提供を行います。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	○町の提供する情報や、地域活動・福祉サービスに関する各種情報に積極的に関心を持ち、情報収集に努めます。
団体・事業者	○町民活動サポートセンター等を利用して、活動情報やイベント等の情報の積極的な広報活動に努めます。 ○福祉サービスに関する情報の発信体制を強化します。
町社協	○効果的な活動の周知及び情報提供を進めるため、わかりやすく、読みやすい広報紙の作成や、閲覧しやすい・欲しい情報にアクセスしやすいホームページづくりに努めます。また、内容については、より町社協を身近に感じてもらえる掲載内容を検討します。

### (3) 福祉サービスの充実

#### ■現状と課題

- 各種福祉分野の法制度の改定を背景に、福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなっています。
- 本町では、高齢化の進行と併せて、要介護・要支援認定者数、障がい者数等が増加しており、福祉や保健に対する需要が今後、拡大、多様化することが見込まれ、きめ細やかな福祉サービスの提供が今後必要です。
- 町民意識アンケートからは、福祉サービスに対する不都合や不満として、サービスの種類や内容がわからないこと、相談先がわからないこと、利用すべき適切なサービスがわからないことが高くなっています。サービスの種類や内容についての周知と、サービス利用について町民が相談できる窓口の整備が求められます。



#### ■方向性

- 支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供体制づくりを強化します。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

- 実際サービスを受ける必要があつてからどうすればいいのか、どんなサービスがあるのかなどわからず迷う。また、サービス事業者がいくつもあり、サービスを受ける前から地域での情報の共有や、周知に向けたPRが必要。
- 画一的な対応でなく一人ひとりの事情に応じた、その人が本当に必要としているサービスの提供をお願いしたい。
- 年々子どもの数が減り小学生が少なくなっているのをひしひしと感じる。子育てを地域で支える仕組みを考えていくことも必要なのかと思う。

○は課題を示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 各種福祉サービスの提供

福祉保険課、健康づくり課、子ども育成課

- 児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、健康増進などの各福祉分野の計画に基づいて、各種福祉サービスの提供体制を強化し、サービスの充実を図ります。

#### 成年後見制度の普及・推進

福祉保険課、健康づくり課・地域包括ケア担当

- 地域の福祉関係者を通して町民に制度の普及を図るため、民生委員・児童委員に対する研修会や、障がい者支援や当事者の集まる会において、成年後見制度を周知します。
- 成年後見制度の制度全体について町民に周知を図り、制度を必要とする人からの問い合わせや申し立てにつなげます。
- 身寄りのない人等に対し、成年後見制度の利用に関わる事務を行うとともに、必要に応じて申し立て費用や後見人等にかかる報酬を公費でまかさないです。

### ◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	○町や町社協の提供する福祉サービスに関する情報を積極的に収集します。
団体・事業者	○日常生活に不安のある人を対象とした福祉サービスの利用援助の充実を図ります。 ○第三者評価等を行いながら、サービスの質の向上を図ります。 ○事業者は、成年後見制度や各種福祉サービス、ボランティア団体等の取り組み等について熟知し、利用者に助言できるよう努めます。 ○支援が困難なケースについては町や関係機関と協議し、解決するための役割を担います。
町社協	○高齢者や障がい者等がいきいきと暮らしていくことができるよう、介護や障がいの程度に応じて、自立に向けた支援に取り組みます。また、ホームヘルパーの派遣等により、介護予防や介護の重症化予防に努めます。 ○障がい者を雇用につなげるため、継続的な就労支援に取り組みます。 ○地域の中で、相互援助により子育て中の家庭を支援していくため、町と連携しファミリーサポートセンターを運営するとともに、母子家庭等へのホームヘルパー派遣による子育て支援を実施します。

## (4) 地域福祉ネットワークの構築

### ■現状と課題

- 地域福祉を効果的に推進していくためには、様々な地域の主体や関係機関が互いの役割を果たすとともに、協力し、連携するネットワークの構築を進めていくことが重要です。
- 本町では、民生委員・児童委員や地区長が地域の困りごと等に対応していますが、地区懇談会では、「民生委員・児童委員に業務の負担が偏りすぎている」との意見があり、民生委員・児童委員の活動について見直しが求められています。
- また、地域包括ケアシステムの構築にあたって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターの機能強化が必要です。さらには、地区懇談会では「自治会・町内会や組長との連携が必要」との意見があり、地域で活動する様々な主体の役割の整理と効果的な活動方法の検討が求められています。
- 町民意識アンケートでは、地域包括ケアシステムの内容までを知らない人は8割を超えています。また、具体的に認知されている事業として、総合相談・支援事業、介護予防ケアマネジメント事業がともに2割台となっており、事業の周知が必要です。
- 町では、一色小学校区をモデル地区として、平成28年度から地域再生事業に取り組んでおり、地域の人材や資源を有効に活用することで、地域活動の活性化を図っています。一色小学校区再生協議会地域福祉部会が地域包括ケアシステムの推進方法の検討も進めており、今後は他地区にその成果を広げていくことが求められます。



### ■方向性

- 地域における様々な主体が互いの役割を効果的に果たす地域福祉ネットワークの構築を進めます。

#### ◇町民意識アンケートや、地区懇談会からのご意見



<アンケート自由回答より>

★地域包括ケアシステムが広く町民に浸透していないため、自治会・町内会や各種の催し物の時などを利用して案内した方がよいのではないか。

<地区懇談会より>

○地域組織の中で民生委員・児童委員や地区委員が浸透していない。地域での役割説明の場が必要。

○は課題、★は解決アイデアを示します。

## ■取り組みの展開

### ◇町の取り組み

#### 各種関係機関の連携に向けた支援

---

福祉保険課、子ども育成課、健康づくり課・地域包括ケア担当、生涯学習課

- 民生委員・児童委員をはじめとする福祉・健康・医療の関係者が関わる各種協議会を活用して会議を開催し、情報共有や連携強化、対応が必要なケースの早期発見と対応につなげます。
- 町民が積極的に地域活動やボランティア活動に参加できるよう、町内のサークル・ボランティアの情報を集めた「身近な余暇ガイド」を町ホームページ内に掲載するとともに、関係機関を紹介するために活用します。
- 日常生活圏域に協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置します。協議体は福祉活動団体等の資源を把握し、時に連携しながら地域の課題解決に向けた取り組みを模索します。生活支援コーディネーターはニーズと担い手のコーディネートを行います。
- 町社協の活動を支援するとともに、情報共有等において密に連携を図ります。
- 町社協と連携して、高齢者の総合相談窓口を実施するとともに、抽出した地域課題の解決に向けた取り組みなどを通して、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

#### 民生委員・児童委員との連携強化

---

教育総務課、福祉保険課、子ども育成課、健康づくり課

- 各種協議会において、児童虐待やいじめ等のケースに対する対応を話し合うとともに、民生委員・児童委員との情報共有及び連携強化を推進します。
- 乳児がいる家庭を保健師、助産師等が訪問する際や、育児・発達支援教室の実施にあたって、必要に応じて民生委員・児童委員が参加し、問題を抱える家庭の把握に努めます。

◇町と連携する各主体の取り組み

主体	方向性
町民・地域	<p>○自らが地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域に困っている人がいないか目を配ります。</p> <p>○地域を担当する民生委員・児童委員と顔なじみになります。</p>
団体・事業者	<p>○団体や事業者同士で積極的に情報共有を図ります。</p> <p>○地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化します。</p> <p>○困難を抱えている人がいたら、相談機関や必要な支援につなげます。</p>
町社協	<p>○町内 11 地区社協が共に連携し、情報共有を図ることで、より効果的な地域福祉活動のあり方を検討します。また、一方では、地域包括ケアシステムの構築に向け、町とも連携し、地域福祉活動の担い手である自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ及び地区社協など、町内で活動する様々な主体の横断的な連携の機運づくり、いわゆる「オール地域」づくりを進めるとともに、主体ごとの役割の調整と見直しを行うことで、地域における地区社協のあり方を検証・検討します。</p> <p>○高齢者等の生活支援を必要とする人が住み慣れた場所で自分らしく生活していけるよう、家事や簡単な修繕、見守り等の生活支援をサポートが行います。今後は、他団体の類似事業との棲み分けと連携を図ります。さらには、地域包括ケアシステムの中で生活支援ネットワークが果たす役割及び今後のあり方を検討します。</p> <p>○地域包括ケアシステムの中核組織としてネットワークの強化に取り組みます。また、総合相談窓口としての機能強化に加えて、町や民生委員・児童委員等と連携して、町民への総合相談の周知や介護予防等の情報提供を進めます。</p>



## V 計画の推進体制

### 第1節 計画の推進

#### (1) 計画の普及啓発

地域福祉の推進に向けた「理念」や「仕組み」を表す本計画を町民に広く公表し、趣旨を理解してもらうとともに、地域福祉の取り組み推進に向けた機運の高まりを促進します。公表にあたっては、計画策定を行った旨を広報にのみや等に掲載し、計画書本編及び概要版を町ホームページに掲載するなど、内容の周知を図ります。

なお、公表・周知にあたっては、町社協の策定する「二宮町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画」と可能な限り併せての周知に努めます。

#### (2) 連携・協力による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している町民自身となります。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民との連携・協力が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動する自治会・町内会やボランティア団体、事業者などの取り組みも必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

本計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしていくことが大切です。

#### (3) 町と町社協の連携

行政である町は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、町民、ボランティア団体、事業者、町社協などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を推進していくために必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係者や関係機関、庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進します。

さらに、福祉施策の推進にあたっては、地域福祉の推進を担う各種主体の中で中核的な役割を担う町社協と綿密に調整・連携していきます。また、同時期に策定した町社協の民間計画である「二宮町社会福祉協議会第2次地域福祉活動計画」に則って町社協が展開する具体的な取り組みの進捗状況を踏まえ、町の取り組みの見直し・改善を図ります。

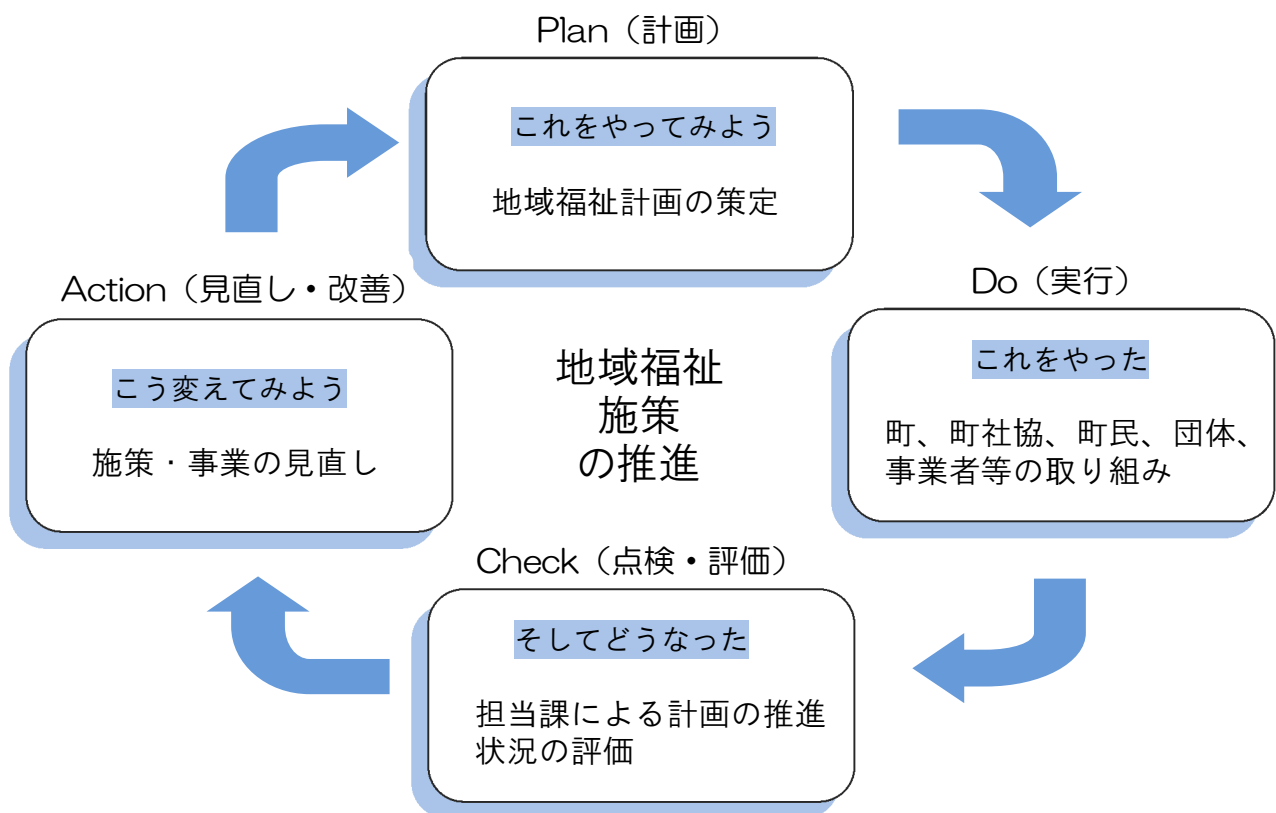
## 第2節 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル〔Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）〕の理念を活用し、計画の着実な推進を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性を高めていきます。

本計画に記載した各取り組みについて、担当課で進捗状況について評価し、課題については次年度以降の取り組み内容の改善につなげます。

なお、必要に応じて計画期間の途中であっても社会情勢の変化等に応じて計画の見直しを行います。見直した内容については、町ホームページ等を通して町民に広く周知します。

◇PDCA サイクルに基づく計画の推進





## 資料編

### 1 二宮町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 二宮町地域福祉計画策定委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、二宮町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画策定のための調査研究及び計画の策定に関すること。
- (2) 計画策定に係る情報交換に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、次に掲げる者から選出する。

- (1) 関係団体から推薦を受けた者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定を終了する日までとする。

ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は町長の要請に基づき委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開催し、議事を決することはできない。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は健康福祉部福祉保険課福祉・障がい者支援班において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

## 2 二宮町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

平成 28 年 6 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

No.	氏名	選出区分	備考
1	平田 隆彦	二宮町民生委員児童委員協議会	副委員長
2	堀江 忠一	二宮町地区長連絡協議会	
3	須藤 稔	二宮町老人クラブ連合会	
4	本間 直美	二宮町民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	
5	橘川 透	二宮町身体障害者福祉協会	
6	依田 久司	NPO法人 たすけあいワーカーズ大空	
7	秋澤 靖久	二宮町社会福祉協議会	
8	津島 志津子	平塚保健福祉事務所	
9	宮川 康廣	二宮町健康福祉部	委員長
10	三枝 公一	一般公募	
11	湯川 勉	一般公募	

### 3 用語解説

行	用語	内容
あ 行	インフォーマルサービス	法律や制度に則らないサービス。例として、NPO法人やボランティアグループの実施するサービスのほか、地域のたすけあい活動なども含まれる。
か 行	協議体	生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援体制を整備・強化するために市町村が設置するネットワーク。多様な主体が参画し、生活支援コーディネーターとともに情報共有・連携強化を図る。
	居宅介護支援事業	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた支援を利用者とともに相談しながら計画（ケアプラン）を立てる事業。ケアプランの作成にあたっては、医師やサービス事業所などの専門的な意見も留意し、適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行う。
	健康寿命	平均寿命のうち、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
	心のバリアフリー化	高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようになるため、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。
さ 行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、自治会などの地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	指定特定相談支援事業	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。
	就労継続支援事業	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」の2種類があり、町社協が運営しているのはB型事業所。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成25年6月制定、平成28年4月1日より施行。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。
	生活困窮者	「生活保護に至る前の段階」「生活保護受給者」といった「経済的困窮」状態にある人。こういった人達は、地域から孤立していたり、複合的な困難を抱えたりしている人が多いことが指摘されている。
	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発やそのネットワーク化などの役割を担う人。

行	用語	内容
さ 行	生活支援ネットワーク（にのみや社協たすけあいネットワーク）	高齢者や障がい者のいる家族の方に対し、町社協登録の生活支援サポーターが、買い物や清掃、通院付添いなど、日常の困りごとをお手伝いするたすけあい運動。ひとり暮らしの高齢者（日中ひとりである時間が長い方を含む）、高齢者世帯、障がい者のいる世帯、その他、一時的に生活支援が必要と判断される方を対象としている。
	成年後見制度	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結、同意なく結んだ不利益な契約の取り消しなど）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が代行して行うことで、本人の権利を守る民法上の制度。
た 行	地域コミュニティ	一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）をいう。町内会・自治会等もこれに含まれる。
	地域の通いの場	高齢者を中心に子どもから大人まで誰もが参加可能で、雑談をしたり、レクリエーションを楽しんだり、軽い体操などの健康づくり活動を行う場。地域の交流の場であり、社会参加・介護予防・見守り・助け合いの拠点となる場所。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり・介護予防、住まい、生活支援など地域の多様なサービスを有機的に連携させ、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組み。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	ともしびショップ	障がいのある人が働くことを実感し、仲間や地域の方々とのふれあいを通して、その自立と社会参加を実現していくために、県社協が認定している売店などのこと。
な 行	日常生活圏域	市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるもの。1つの日常生活圏域につき、1つの地域包括支援センターが担当する。
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。養成講座の受講を通じて、サポーター資格を得ることができる。
は 行	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障がいや、心理的な障壁などを取り除くこと。

行	用語	内容
は 行	避難行動要支援者	災害が発生または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難で、その迅速かつ円滑な避難の確保を図るにあたって、特に支援を要する人。
	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と手助けをしたい人（まかせて会員）が、お互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動を行う会員組織。
	福祉サービス	福祉ニーズに対応するための具体的な事業や行為。社会福祉法第3条の基本理念には、「福祉サービスは、個人の尊厳を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」と規定されている。
	訪問介護事業	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活援助を行う。
	ボランティアセンター	ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る中間支援組織。ボランティアをしたい人・団体と、ボランティアを必要とする人・団体とをつなぐボランティアコーディネート業務や、ボランティアの情報収集と発信を行う。また、ボランティアに関する教育・研修の拠点、ボランティアの情報交換の拠点でもある。
ま 行	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応する。
や 行	要援護者登録台帳	平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により作成が義務付けられた、高齢者、障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人を記録した台帳。

## 二宮町地域福祉計画

---

平成 29 年 3 月  
二宮町

〒259-0196 二宮町二宮 961 番地  
TEL 0463-71-3311